

産業廃棄物処理の手引き

ー廃棄物は適正に処理して、美しい環境を守りましょうー

令和8年1月

三重県

◆ 目 次 ◆

1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは	1
2	廃棄物とは	
(1)	廃棄物とは	1
(2)	産業廃棄物の範囲	4
(3)	産業廃棄物の種類	5
(4)	特別管理産業廃棄物の種類	8
3	処理の責任と役割	
(1)	排出事業者の責任	10
(2)	産業廃棄物処理業者の責任	14
4	産業廃棄物の処理基準	
(1)	産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準	15
(2)	収集又は運搬に関する基準	17
(3)	中間処理（再生を含む。）に関する基準	19
(4)	埋立処分に関する基準	23
5	特別管理産業廃棄物の処理基準	
(1)	特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準	27
(2)	収集又は運搬に関する基準	29
(3)	中間処理（再生を含む。）に関する基準	30
(4)	埋立処分に関する基準	33
(5)	その他の基準	35
6	指定有害廃棄物の処理基準	
(1)	運搬されるまでの間の保管に関する基準	36
(2)	収集又は運搬に関する基準	36
(3)	処分又は再生に関する基準	37
7	産業廃棄物の委託基準	
(1)	委託契約する前には	38
(2)	委託契約にあたって	39
(3)	産業廃棄物管理票（マニフェスト）による管理	40
8	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可制度	
(1)	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可	42
(2)	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可	43
(3)	許可業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理の処理基準等	43
(参考)	優良産業廃棄物処理業者の認定制度	44

9 産業廃棄物処理施設

(1) 許可対象の施設	4 9
(2) 産業廃棄物処理施設（設置、変更）許可に係る事務手読き	5 0
(3) 産業廃棄物処理施設に係る許可申請、届出等が必要な事項	5 1
(4) 産業廃棄物処理施設の設置許可、譲渡等許認可要件	5 1
(5) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の技術上の基準〔構造基準〕	5 3
(6) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の維持管理の技術上の基準	6 1
(7) 最終処分場の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準	7 0
(8) 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧・公表制度	7 7
(9) 事故時の措置	7 8
(10) 定期検査	7 9
(11) 熱回収施設の認定制度	7 9

10 廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出

8 0

11 指導と行政処分

(1) 立入検査	8 1
(2) 文書指導	8 1
(3) 改善命令	8 1
(4) 措置命令	8 1
(5) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置	8 1
(6) 土地の形質の変更に関する計画変更命令及び措置命令	8 2
(7) 許可の取消し等	8 2
(8) 報告の徴収	8 2

12 罰 則

8 3

(参考)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）	8 7
産業廃棄物処理委託標準契約書	
〔収集・運搬用〕	9 4
〔処分用〕	9 7
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物	1 0 0
ダイオキシン類対策特別措置法の概要	1 0 3
三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 抜粋	1 0 5
三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の規定 補足	1 2 0
自動車リサイクル法の概要	1 2 1
建設リサイクル法の概要	1 2 2
産業廃棄物税条例の概要	1 2 3
問合せ先	1 2 4

◆ 本手引きで使用する略語 ◆

「法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

「政令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

「省令」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

「条例」：三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは 昭和45年法律第137号

一般廃棄物や産業廃棄物の処理についてのルールは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に定められています。この法律は、昭和45年に制定され、その後のさまざまな社会問題に対応して、昭和51年、平成3年、平成9年、平成12年、平成15年、平成16年、平成17年、平成22年及び平成29年に大幅な改正が行われています。

この法律の目的は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにあります。(法第1条)

2 廃棄物とは

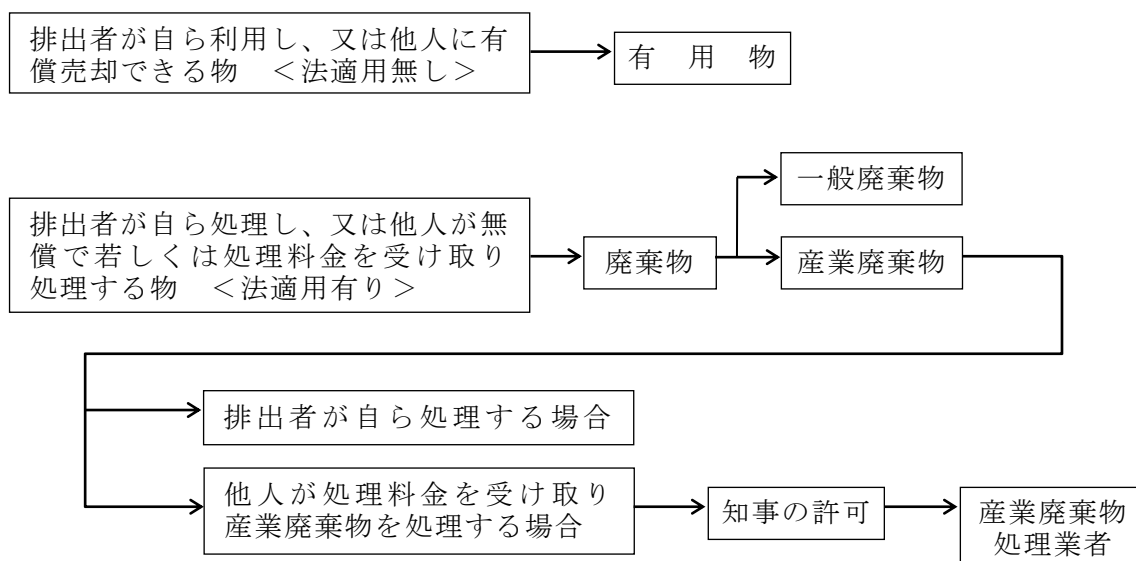
(1) 廃棄物とは

廃棄物処理法に定める廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性廃棄物及びこれによって汚染されたものを除く。)をいいます。(法第2条)

なお、次のものは固形状・液体状であっても廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの。
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

有用物及び産業廃棄物の法上の取扱い



< 廃棄物該当性の判断について >

行政処分の指針について（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号）より

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」、平成17年7月25日付け環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」、令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」及び平成24年3月19日付け環産発第120319001号・環産対発第120319001号・環産産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」等、個別の品目や製品に係る通知がある場合にはそちらも併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJ I S規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

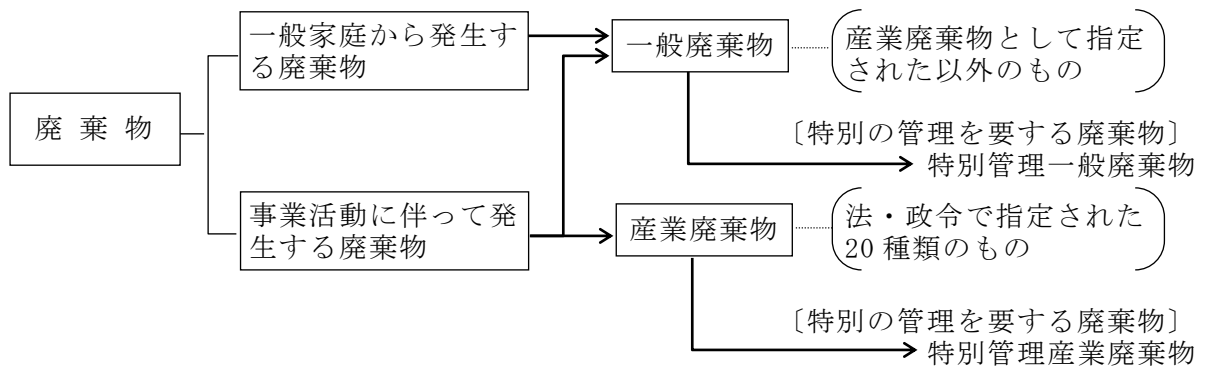
なお、占有者と取引の相手方間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点におけ

る客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

(2) 産業廃棄物の範囲

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物で、法及び政令で指定した20品目をいい、これに該当しないものは、一般廃棄物として取り扱います。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物として区分されています。



(3) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の中には、排出する業種等が指定されているものがあります。なお、廃棄物の名称の後に※がついているものについては、特定の施設から排出され、有害である場合には特別管理産業廃棄物となります。

なお、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)は、石綿含有産業廃棄物として扱われます。

○排出元の業種に関係なく、産業廃棄物に該当するもの

種 類	内 容
燃え殻※	事業活動に伴って生ずる石炭がら、灰かす、炉清掃掃出物等
汚泥※	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみを指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含む。無機性汚泥の代表的なものはとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈殿池より生ずる汚泥等
廃油※	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油を含むものとし、潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類(常温において固形状を呈するものに限る。)
廃酸※	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機性廃酸類をはじめ酸性の廃液のすべて
廃アルカリ※	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液(中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う。)
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
ゴムくず	天然ゴムのくず(合成ゴムは、廃プラスチック類として取り扱う。)
金属くず	切粉、ショットブラスト(金属のみがきを使用したものに限る。)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、鉄くず、鉛管くず、銅くず、アルミくず、研磨くず、切削くず、バリ、ダライ粉等
ガラスくず等 (ガラスくず等、コンクリートくず及び陶磁器くず)	①ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず等 ②コンクリートくず：製品の製造過程等で生じるコンクリートくず等 ③陶磁器くず：土器・陶器・磁器くず、耐火煉瓦くず等 ④廃石膏ボード(平成25年4月1日以降)
鉱さい※	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含む物を除く。)、転炉・高炉・平炉・電気炉・溶融炉等の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ドロス・カラミ・スパイス、金属スラグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、廃土石類(鉱石の加工の際生じるものに限る。)等
がれき類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト・コンクリートの破片、レンガの破片その他これらに類する不要物
ばいじん※	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの(電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等)
処分するために処理したもの (13号廃棄物)※	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの(例：有害汚泥のコンクリート固型化物)

○指定された業種等から排出されたものののみ産業廃棄物となるもの

種 類	指 定 さ れ た 業 種 等 の 内 容
紙くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの ③P C Bが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ④P C Bが染み込んだもの
繊維くず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの ③P C Bが染み込んだもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
家畜ふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
家畜の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物

また、平成 29 年 10 月 1 日より、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で次の条件に該当するものについては、水銀含有ばいじん等として、水銀使用製品が産業廃棄物となったものについては、水銀使用製品産業廃棄物として扱われています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀※を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀※を 15mg/L を超えて含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む

○水銀使用製品産業廃棄物の対象

次の①～③の製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物となります。

① 下表の水銀使用製品

1	水銀電池		24	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）	*
2	空気亜鉛電池		25	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの。）	*	26	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	*	27	傾斜計	
5	HID ランプ（高輝度放電ランプ）	*	28	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	*	29	周波数標準機	*
7	農薬		30	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計		31	容積形力計	
9	湿度計		32	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		33	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	*	34	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	*	35	握力計	
13	真空計	*	36	医薬品	
14	ガラス製温度計		37	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	*	38	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	よう化第二水銀の製剤	
18	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		41	硝酸第一水銀の製剤	
19	温度定点セル		42	硝酸第二水銀の製剤	
20	顔料	*	43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	灯台の回転装置		20 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り*に該当する。		
23	水銀トリム・ヒール調整装置				

② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の右欄に*印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品を除く。）

③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

(4) 特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として区分されています。

種 類	内 容	
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）	
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100cm²以下） ・部材採取試験法（部材：0.01 mg/kg以下） <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検液1L以下</p>
	廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ・省令で定められた<u>一定の施設</u>において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） ・水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ・上記の処理物
	鉍さい	環境省令で定める判定基準（9ページの基準）に適合しない鉍さい又は処理物
	廃石綿等	<p>建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保温材を除去したもの及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など</p> <p>大気汚染防止法の特定期じん発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた<u>一定の施設</u>から排出される、環境省令で定める判定基準（9ページの基準）に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物 ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃えがら、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた<u>一定の施設</u>から排出される、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物 	

（備考）指定下水道汚泥は、発生例がないため省略。

環境省令で定める判定基準

試験区分 産廃の種類		溶出試験 (mg/L)			含有量試験 (mg/L)	
		燃え殻 鉍さい ばいじん	汚泥	産業廃棄物を処分する ために処理したもの		廃酸 廃アルカリ
分析項目				廃酸、廃アルカリ 以外の場合	廃酸、廃アルカリ の場合	
1	アルキル水銀化合物	ND(注1,2)	ND(注1)	ND(注1)	ND(注1)	ND(注1)
	水銀又はその化合物	0.005(注2)	0.005	0.005	0.05	0.05
2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3	0.3
3	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
4	有機燐化合物	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
6	砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
7	シアン化合物	—	1	1	1	1
8	P C B	—	0.003	0.003	0.03	0.03
9	トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
10	テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
11	ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
12	四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
19	チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
20	シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
21	チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
22	ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
23	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
24	1,4-ジオキサン	0.5(注3)	0.5	0.5	5	5

ダイオキシン類含有量基準

	・燃え殻、ばいじん、汚泥 ・燃え殻、ばいじん及び汚泥を処分 するために処理したものが廃酸、廃 アルカリ以外の場合	・廃酸、廃アルカリ ・燃え殻、ばいじん及び汚泥を処分 するために処理したものが廃酸、廃 アルカリの場合
ダイオキシン類 (含有量試験)	3 ng-TEQ/g 以下	100 pg-TEQ/L 以下

- (注1) ND：検出されないこと
- (注2) 燃え殻を除く。
- (注3) 燃え殻及び鉍さいは除く。

3 処理の責任と役割

(1) 排出事業者の責任

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(法第3条第1項)
- ② 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。(法第3条第2項)
- ③ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。(法第3条第3項)

排出事業者は、事業活動に伴って排出される産業廃棄物の適正な処理が行われるように、製品の製造から流通、販売、廃棄までを念頭において製品開発等に努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

なお、排出事業者は自ら排出した産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託することも認められていますが、この場合には、産業廃棄物の処理を業として行うことのできる者(産業廃棄物収集運搬・処分業者等)に委託しなければなりません。また、委託した産業廃棄物の最終処分が終了するまで、廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。〔7 産業廃棄物の委託基準 (38ページ) 参照〕

※) 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととされています。(法第21条の3第1項)

ただし、生活環境の保全に支障が生じない範囲であり、かつ、法の遵守について担保可能な範囲内であるものとして環境省令で定める廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には当該下請負人を事業者とみなします。(法第21条の3第3項)

また、解体工事の受注者(元請業者)は、発注者に対し、解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理に関して、書面で説明及び報告をしなければなりません。(条例第13条第1項～第3項)

〔(参考) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の規定 補足 (120ページ) 参照〕

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

(法第12条第9項, 第10項, 法第12条の2第10項, 第11項)

多量の産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)を排出する事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画等(「産業廃棄物処理計画書」及びその実施状況報告書)を作成し、毎年、県知事に提出しなければなりません。

(対象事業者)

- ・ 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上である事業場を設置している事業者。
- ・ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業場を設置している事業者。

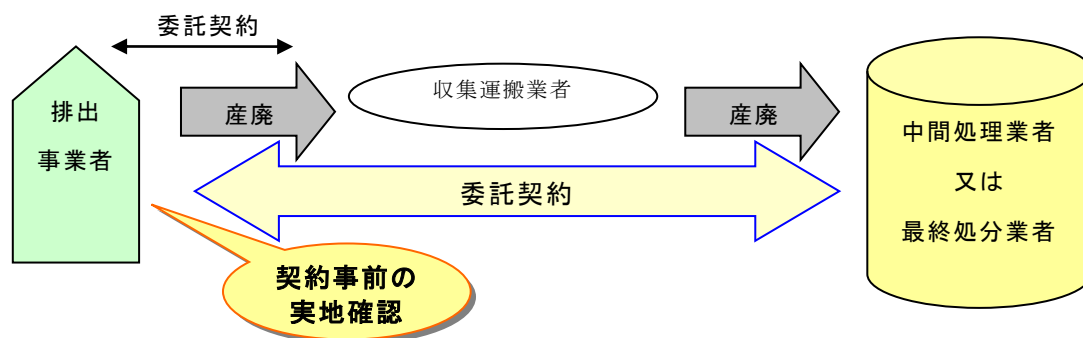
(処理計画等の提出)

- ・ 処理計画書は当該年度の6月30日までに、処理計画の実施状況は翌年度の6月30日までに提出する。

処分を委託する場合の確認等

(三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条)

- ・ 事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者(注1)に委託しようとするときは、委託しようとする処分業者が、その産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを確認してください。
- ・ 「優良認定処理業者(優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く)(注2)」への処分の委託については、実地確認以外での間接的な方法による確認(優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること)を可としています。
- ・ また、確認した事項を記録し、5年間保存しておかなければなりません。その確認をした日から一年を経過した日以後、引き続き同じ処分業者に委託しようとするときも同様です。



(注1：産業廃棄物処分業者とは、産業廃棄物の中間処理や最終処分について、許可を受けて行う事業者をいいます。)

(注2：優良認定処理業者とは、廃棄物処理法に基づき通常の許可基準よりも厳しい基準に適合すると認定された産業廃棄物処理業者(許可証に優良が記載されます。)をいいます。)

- ・ 処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、その処分業者への搬入の停止など、必要な措置を講じた上、不適正な処分の状況や講じた措置の内容を県に報告してください。

産業廃棄物の保管場所に係る届出

(法第12条第3項、12条の2第3項)

(三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第8条)

<法の規定>

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を生じる事業場の外において、自ら保管（建設工事に伴い生ずるものに限り、保管の用に供される場所の面積が300㎡以上であるもの。）を行おうとするときは、あらかじめ下記の事項を届け出てください。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管の場所に関する所在地、面積、保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類、積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
- ◆ 屋外において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの
- ◆ 保管の開始年月日

（上記の届出書には、①届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書面、②保管の場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。）

<条例の規定>

事業活動に伴って生じた産業廃棄物とその産業廃棄物が生じた工場や解体作業現場等以外の場所（県の区域内に限ります。）で自ら保管するときは、保管を開始する日までに、その産業廃棄物の保管場所について、下記の事項を届け出てください。

- ◆ 保管場所の所在地、面積、土地所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 産業廃棄物の種類及び数量
- ◆ 産業廃棄物の保管の方法
- ◆ 保管場所の使用開始予定年月日

<適用除外>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ◆ 保管場所の面積が100㎡に満たないとき。
- ◆ 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管場所含む。）で保管をするとき。
- ◆ 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。
- ◆ 産業廃棄物の保管を開始した日から3日以内（保管を開始した当日は含まない。）の保管をするとき（例えば、金曜日に産業廃棄物の保管を始め、月曜日までにその場所から全ての産業廃棄物を搬出する場合などです。）
- ◆ PCB特別措置法第8条の届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。
- ◆ 自動車リサイクル法で規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。
- ◆ 廃棄物処理法第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の保管、又は廃棄物処理法第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。

届出事項に変更があった場合や、保管場所の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を県に**届け出**てください。

県内搬入に係る届出

(三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第9～12条)

○県内搬入に係る届出

県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、県内に搬入しようとする県外排出事業者は、一処分業者に搬入する産業廃棄物の契約数量が200 t 以上かつ200 m³以上（契約日以前1年間に委託した契約数量を含む。）の場合には、その搬入する日の15日前までに、搬入する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、期間等について知事に届けなければなりません。

※「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く。）」への処分の委託については、委託処分量1,000 t 以上かつ1,000 m³以上の場合に届出。

○指定特別管理産業廃棄物に係る届出

県外で生じた廃棄物処理法に規定する特定有害産業廃棄物のうち廃石綿等以外の特定有害産業廃棄物（「指定特別管理産業廃棄物」といいます。）を県内で処分するため、県内に搬入しようとする県外排出事業者は、一処分業者に搬入する産業廃棄物の契約数量が50 t 以上かつ50 m³以上（契約日以前1年間に委託した契約数量を含む。）の場合には、その搬入する日の20日前までに、搬入する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、期間等について知事に届けなければなりません。

- ・ 搬入の届出は、その処分を処分業者に委託するものに限りです。
- ・ 届出をした内容を変更する場合は、変更の届出が必要です。
- ・ 県は、届出のあった産業廃棄物が県内で不適正処分されるおそれがあると認めるときは、その届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告するとともに、県外排出事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その氏名、名称等を公表することがあります。
- ・ 県は指定特別管理産業廃棄物に係る届出があったときは、速やかにその内容をその指定特別管理産業廃棄物の処分が行われる場所の所在する市町長に通知します。また、届出等の内容はその届出等に関する事務を取り扱う地域機関で閲覧することができます。

(2) 産業廃棄物処理業者の責任

産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者（処理業者）は、県知事の許可を受けなければなりません。処理業者は、排出事業者の自己処理責任の一翼を担うものとして、受託した廃棄物を処理基準に従って、自ら適正に処理しなければなりません。

産業廃棄物処理実績報告

（三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第35条）

三重県の許可を受けた産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者は、前年度（4月1日から翌年の3月31日まで）に処理した産業廃棄物の種類、数量や処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地等について、毎年、6月30日までに県に報告してください。

また、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理実績報告をしないときは、その産業廃棄物処理業者の氏名や産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号等について、公表することがあります。

なお、報告の内容は報告年度末からおおむね1年間閲覧することができます。（平成21年度分の報告から適用）

処理業者は、本来事業者が自ら行うべき産業廃棄物処理業務を補完するものであり、その社会的責任はより重大です。従って、法令を遵守し、適正処理に努めなければなりません。

(3) その他

有害使用済機器の保管等届出

（法第17条の2）

- ・有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合、あらかじめその旨を県に届け出る必要があります。
- ・有害使用済機器とは「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの」と法で定義されています。具体的には、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目（家電4品目及び小型家電28品目）を対象としています。
- ・有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（汚水等の飛散・流出・地下浸透防止措置など）に従い、保管又は処分を行わなければなりません。

その他関係者

（三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第15条～第17条）

- ・三重県内の土地を所有、管理する方（土地所有者等）は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、土地の適正な管理に努めるほか、不適正な処理が行われていることを知った時は、県に通報してください。〔参考 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の規定 補足（120ページ）参照〕

4 産業廃棄物の処理基準

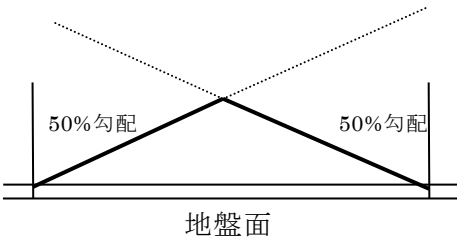
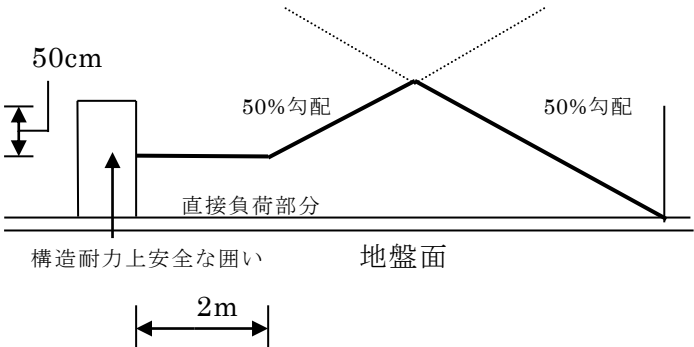
排出事業者、処理業者等は、産業廃棄物を収集運搬又は処分(中間処理・最終処分)を行う場合には、法令で定める基準に従って処理しなければなりません。

また、排出事業者は、運搬されるまでの間、規則で定める基準に従い保管しなければなりません。

(1) 産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準 (規則第8条)

基準	具体的な要件等								
①保管場所は、周囲に囲い(廃棄物の荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所であることの掲示板(右記)が設置されていること。	<p>○掲示板の規格：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法(縦60cm×横60cm)以上であること。 ・文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。 ・文字は読みやすく鮮明であること。 ・雨水等によって汚損したり、文字が消えたりするものでないこと。 <p>○表示内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) ・管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・最大積み上げ高さ(屋外において、容器を用いずに保管する場合のみ。) <p>【掲示例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類</td> <td>金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△</td> </tr> <tr> <td>管理者の氏名又は名称及び 連絡先</td> <td>株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○</td> </tr> <tr> <td>最大保管高さ</td> <td>○m</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	保管場所	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類	金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△	管理者の氏名又は名称及び 連絡先	株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○	最大保管高さ	○m
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	保管場所								
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類	金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△								
管理者の氏名又は名称及び 連絡先	株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○								
最大保管高さ	○m								
②保管場所から産業廃棄物が飛散・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないような措置(右記)を講じること。	<p>○汚水が生ずるおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性材料で覆うこと。 <p>○屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管方法及び積み上げ高さの基準は次のとおりです。<産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合の積み上げる場合には、次頁図ア)又はイ)の——線の高さ以上に積み上げることはできません。> <ul style="list-style-type: none"> ア) 廃棄物が囲いに接しない場合：囲いの下端から勾配50%以下 イ) 廃棄物が囲いに接する場合：囲いの内側2m以内は、囲い高さより50cm以下、2mを超える部分は、2mの線から勾配50%以下 <p>○その他必要な措置</p>								

③保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
④石綿含有産業廃棄物の場合は、右記の措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ○石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置 ○覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置
⑤水銀使用製品産業廃棄物の場合は、右記の措置を講ずること。	○水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置

ア) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合	イ) 片方が直接負荷部分の囲いで、片方が廃棄物に接していない囲いの場合
 <p style="text-align: center;">地盤面</p>	 <p style="text-align: center;">構造耐力上安全な囲い 地盤面</p> <p style="text-align: center;">2m</p>

(2) 収集又は運搬に関する基準（令第6条第1項1号）

◆ 共通基準

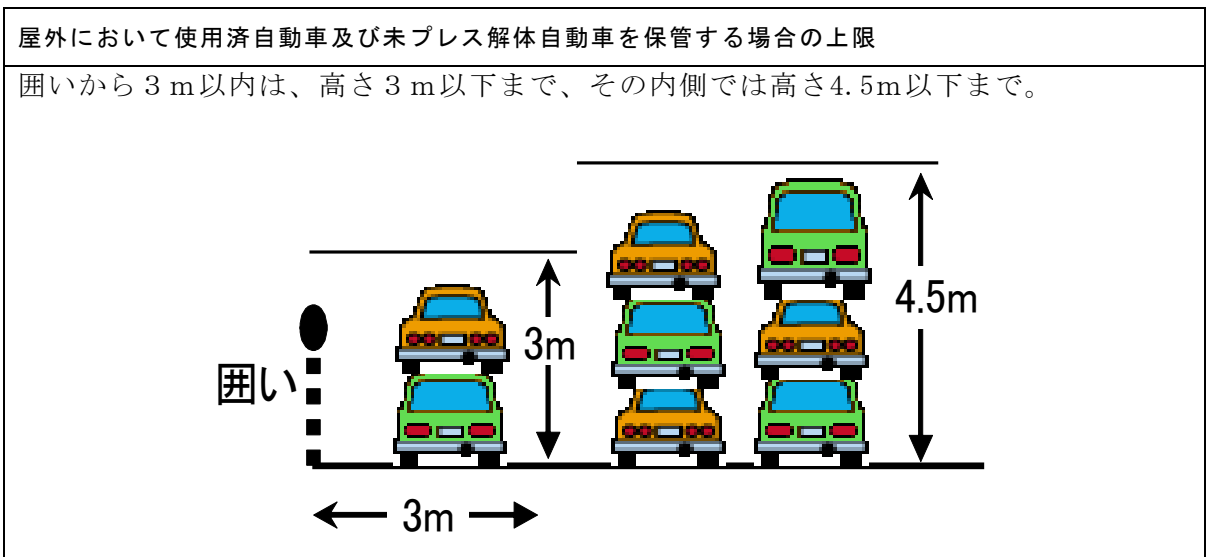
- 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 運搬車の車体の外側に識別しやすい色の文字で、産業廃棄物の収集・運搬車である旨（約5cm以上の大きさの文字（140°イット以上＝49.196mm以上））、収集・運搬するものの氏名又は名称等、許可又は認定を受けた者にあつてはそれぞれ許可又は認定番号（約3cm以上の大きさの文字（90°イット以上＝31.626mm以上））を車体の両側面に鮮明に表示すること。
また、収集運搬証拠書面（氏名又は名称及び住所、運搬する産業廃棄物の種類及び数量、積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先、運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面、産業廃棄物管理票、許可証又は認定証の写し等）を備え付けておくこと。
<自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の運搬等、一部例外あり。>
- 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集・運搬船である旨、収集・運搬するものの氏名又は名称等、許可又は認定を受けた者にあつてはそれぞれ許可又は認定番号を船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん。）に鮮明に表示すること。
また、収集運搬証拠書面（運搬車の場合と同じ。）を備え付けておくこと。
- 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物が破砕することの無いような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう区分すること。
- 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、水銀使用製品産業廃棄物が破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう区分すること。

◆ 積替えを行う場合の基準

- 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えのための保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。（4(1)参照）
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。
- 水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合、積替えの場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。

◆ 収集又は運搬を行うために保管を行う場合の基準

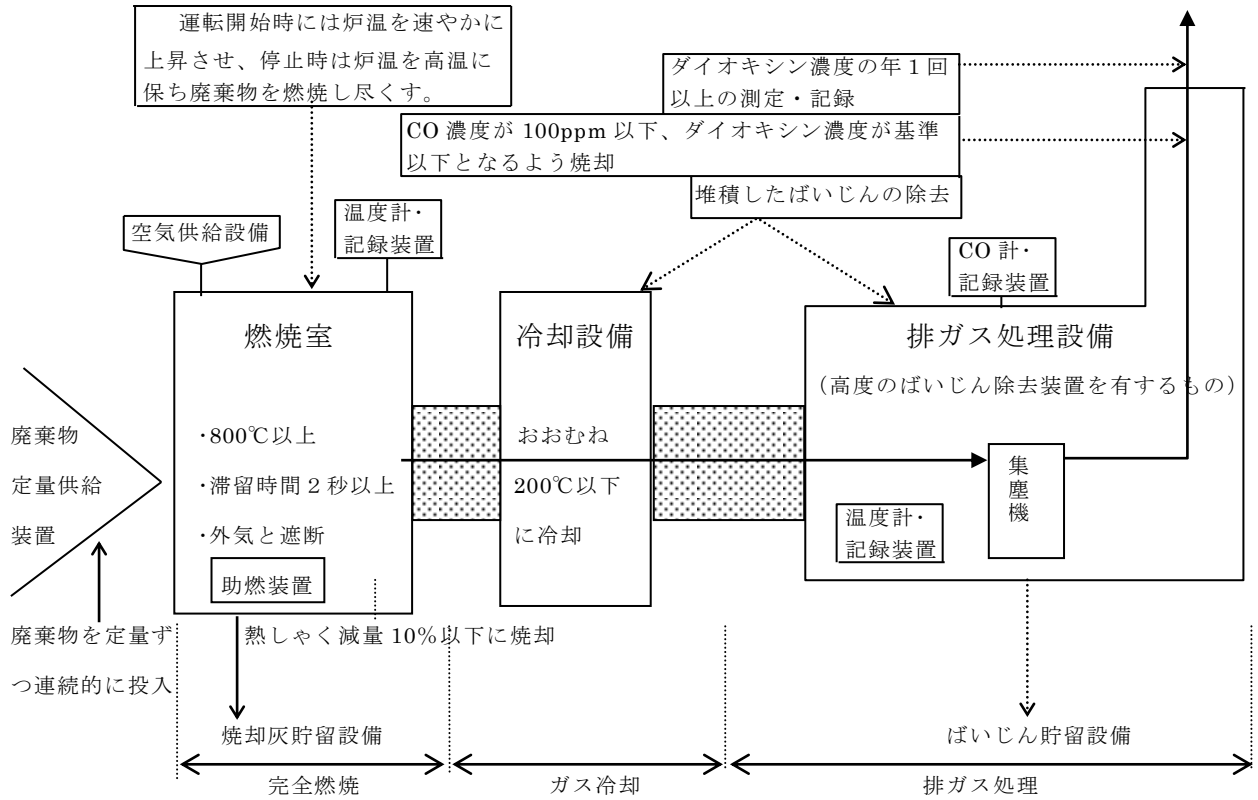
<p>① 産業廃棄物の保管は、積替え（右記の「積替えに係る基準」に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行うことはできません。</p>	<p>ア) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。 イ) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適正に保管できる量(平均搬出量の7日分以内)を超えないこと。 ただし、使用済自動車を保管する場合及び船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るときはこの限りではない。 ウ) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。 エ) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講じること。 オ) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講じること。</p>										
<p>② 保管を行う場合には、右記に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p>	<p>4 (1) の保管に関する基準を満たすと共に、掲示板には当該場所において積替えのために保管することができる産業廃棄物の数量を表示したものであること。</p> <p>【掲示例】</p> <table border="1" data-bbox="683 1025 1359 1323"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）</th> <th>積替保管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類</td> <td>金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△</td> </tr> <tr> <td>管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td>株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○</td> </tr> <tr> <td>最大保管高さ</td> <td>○m</td> </tr> <tr> <td>最大保管量</td> <td>○m³</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	積替保管施設	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△	管理者の氏名又は名称及び連絡先	株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○	最大保管高さ	○m	最大保管量	○m ³
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	積替保管施設										
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	金属くず、廃プラスチック類、 ○○、△△										
管理者の氏名又は名称及び連絡先	株式会社○○ △△課 ×× TEL:○○○-○○○-○○○○										
最大保管高さ	○m										
最大保管量	○m ³										



(3) 中間処理（再生を含む。）に関する基準（令第6条第1項第2号）

<p>◆ 共通基準</p> <p>○産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>○処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>○産業廃棄物の処分のための施設については、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	
<p>◆ 個別基準（焼却）</p> <p>●廃棄物の焼却は、以下の場合を除き禁止されています。（法第16条の2）</p> <p>ア）法の廃棄物処理基準に基づいて行う場合</p> <p>イ）他の法令又はこれに基づく処分により行う場合</p> <p>ウ）公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない場合又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの 	
<p>○産業廃棄物の焼却を行う場合には、右記の焼却設備及び方法により行うこと。（廃棄物処理基準）</p> <p>なお、49ページの許可対象焼却施設の場合は、更に厳しい基準が適用される。（20ページのイメージ図参照）</p>	<p>〈設備の構造〉</p> <p>ア）空気取入口、煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接触することなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>イ）燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>ウ）燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入するものであること。</p> <p>エ）燃焼室中の燃焼ガス温度測定装置が設けられていること。ただし、製鋼用の電気炉等を用いた焼却設備を除く。</p> <p>オ）燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備等を除く。</p>
	<p>〈焼却の方法〉</p> <p>ア）煙突の先端以外から、燃焼ガスを排出させないこと。</p> <p>イ）煙突の先端から、火炎、黒煙を出さないこと。</p> <p>ウ）煙突から焼却灰、未燃物を飛散させないこと。</p>

○許可対象焼却施設の構造基準・維持管理基準のイメージ



○ダイオキシン類濃度の排出基準

施設規模 (焼却能力)	新施設 ng-TEQ/m ³ N	既存施設 ng-TEQ/m ³ N
4ト/時以上	0.1	1
2ト/時以上～4ト/時未満	1	5
2ト/時 未満	5	10

(備考)

新施設：平成9年12月2日以降に設置（工事着手）したもの。

既存施設：平成9年12月1日現在、存在したもの及び工事中であったもの。

◆ 個別基準（熱分解）

○産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、右記の熱分解設備及び方法により行うこと。

〈設備の構造〉

- ①炭化水素油又は炭化物を生成する場合
 ア) 熱分解室への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 イ) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。＜圧力については、加圧を行う場合に限る。＞
 ウ) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できるものであること。
 エ) 処理に伴って残さを排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
 オ) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（原則として、燃焼による処理を除く。）することができるものであること。
- ②上記①以外の場合
 ア) 産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであること、その他の生活環境の保全上の支障がないよう必要な措置が講じられていること。

〈熱分解の方法〉

- ①炭化水素油又は炭化物を生成する場合
 ア) 熱分解室及び熱分解室からガスの排出口に至る配管等に隙間や破損部分がない熱分解設備を用いる等により熱分解処理に伴って生じたガスが外部に漏洩しないように熱分解を行うこと。
 イ) 処理量を適正に保ち処理に伴って生じた残さが飛散しないようにするとともに、油化において炭化水素油として回収されないガスを燃焼する場合は、燃焼室に十分な量の空気を供給させるほか、必要に応じ集じん機を設ける等により熱分解を行うこと。
 ウ) 処理に伴って生じた塩化水素等の不要なガスについて、油化以外の場合は、薬液洗浄、活性炭吸着等によりガスを燃焼させることなく適正に処理すること。
- ②上記①以外の場合
 ア) 熱分解処理に伴って生じたガスや残さが不適正に排出されないこと。

◆ 中間処理（再生を含む。）を行うために保管を行う場合の基準

- ① 4（1）の保管の基準を満たすと共に、掲示板には当該場所において処分等のために保管することができる産業廃棄物の数量を表示したものであること。
- ② 処分等に当たっての保管期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて、保管してはならないこと。
- ③ 保管数量は、一部の例外（※）を除き中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量を超えないこと。

【揭示例】

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管場所（焼却施設）	
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	廃油、廃プラスチック類、 〇〇、△△
管理者の氏名又は名称及び連絡先	株式会社〇〇 △△課 ×× TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
最大保管高さ	〇m
最大保管量	〇m ³

＜左記③の（※）保管数量の例外＞

- ア) 船舶：
 ・船舶積載量＋基本数量（保管上限）×1/2
- イ) 定期点検：1日能力×点検日数＋基本数量×1/2
 [なお、点検終了後60日間は、点検終了時に保管されていた数量以内]
- ウ) 廃プラスチック類：1日処理能力×2.8（優良認定処理業者に限る）
- エ) 建設業に係る分別された木くず、がれき類の再生を行う施設において、再生のために保管する場合：
 ・建設業に係る分別された木くず、コンクリート破片は、

	<p>1日の処理能力×28以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリートは、1日の処理能力×70以内 ・事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等によるやむを得ない理由により保管する場合は、1日の処理能力×49以内（アスファルト・コンクリート破片にあつては1日の処理能力×91以内） <p>オ) 豪雪時の廃タイヤ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日処理能力×60 <p>カ) 使用済自動車等を保管する場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管できる高さ制限内の数量 <p>キ) 汚泥、安定型廃棄物（ゴムくず、金属くず、（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、がれき類等）、鉱さい又はばいじんの処理施設において、事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であつて、その保管が新型インフルエンザ等によるやむを得ない理由により保管するする場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日処理能力×35 <p>ク) 認定熱回収施設設置者の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日処理能力×21
<p>◆ 特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分を行う場合の基準</p>	
<p>①特定家庭用機器産業廃棄物</p>	<p>鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック（燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。）を使用する部品を分離等回収し、鉄、アルミニウム、銅又はプラスチックを回収する。</p>
<p>②廃テレビジョン受信機</p>	<p>ブラウン管を分離・分割・カレット等し、ガラス原材料を得る。</p>
<p>③廃テレビジョン受信機</p>	<p>【ブラウン管式】 プリント配線板の変圧器等の電源回路等部品を分離・熔融加工等し、金属を回収する。</p> <p>【液晶式】 （蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むもの） 破碎設備を用いて破碎する。破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんは薬剤処理で化学的に安定した状態にする又は焙焼設備を用いて焙焼し、水銀ガスを回収する。</p> <p>（液晶パネルのうち砒素又はその化合物を含むもの） 熔融設備を用いて熔融した上で固化する。熔融に伴って生ずる汚泥又はばいじんは薬剤処理で砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする又は汚泥等を砒素等が溶出しない状態にし、又は精錬工程において砒素等を回収する。</p>
<p>④廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機、廃衣類乾燥機</p>	<p>冷媒として使用されているハイドロフルオロカーบอนを回収する。</p>
<p>⑤廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫</p>	<p>断熱材に含まれるハイドロフルオロカーบอนを発散しないように回収する断熱材を分離し、回収する。断熱材を焼却し、断熱材に含まれるハイドロフルオロカーบอนを破壊する。</p>

◆ 石綿含有産業廃棄物の再生又は処分を行う場合の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講じること。 ○ 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法^{※)}によること。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法^{※)}により行うものについては、この限りでない。 ※) 平成 18 年 7 月 27 日環境省告示第 102 号 	
◆ 水銀使用製品産業廃棄物の再生又は処分を行う場合の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等の必要な措置を講じること。 ○ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。 ○ 水銀使用製品産業廃棄物であって、水銀回収が義務付けられているものは、以下のいずれかの方法によりあらかじめ水銀を回収すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法 ・水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法 	
◆ 水銀含有ばいじん等の再生又は処分を行う場合の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。 ○ 水銀含有ばいじん等であって、水銀回収が義務付けられているもの（水銀含有量が 1,000mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は 1,000mg/L）以上）は、以下の方法によりあらかじめ水銀を回収すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法 	

(4) 埋立処分に関する基準（令第 6 条第 1 項第 3 号）

◆ 共通基準	
<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 ② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 ③ 産業廃棄物の処分のための施設については、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないように必要な措置を講ずること。 ④ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 ⑤ 埋立処分を終了する場合には、生活環境保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。 ⑥ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ産業廃棄物（右記の有害な産業廃棄物にあつてはその旨）の埋立処分場所であることの表示がされている場所で行うこと。 	<p>〈有害な産業廃棄物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 特別管理産業廃棄物でない燃え殻、ばいじん（処理したものを含む。）であつて、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4 - ジオキサンが判定基準以上含まれるもの。 イ) 特別管理産業廃棄物でない汚泥（処理したものを含む。）であつて、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、ポリ塩化ビフェニル、セレン、シアンが判定基準以上含まれるもの。

◆ その他の基準	
<p>①右記の安定型産業廃棄物以外は、地中にある空間を利用する埋立処分を行ってはならないこと。</p>	<p>＜安定型産業廃棄物＞</p> <p>ア) 廃プラスチック類 ※自動車等破砕物（自動車のガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る）、自動車のタイヤを除く。）、若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕によって生じたもの、鉛はんだ含有廃プリント配線板、有機物が混入又は付着した廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。</p> <p>イ) ゴムくず</p> <p>ウ) 金属くず ※自動車等破砕物、鉛はんだ含有廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極不要物、鉛製の管・板、有機物が混入又は付着した廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。</p> <p>エ) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ※自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、有機物が混入又は付着した廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。</p> <p>オ) がれき類</p> <p>カ) 上記ア)～オ)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物</p>
<p>②安定型産業廃棄物最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>＜工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の最終処分を行う場合の必要な措置＞</p> <p>◎次のいずれかの措置が必要。</p> <p>ア) 安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、埋立処分が行われるまでの間、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混入・付着することがないようにすること。</p> <p>イ) 手、ふるい、風力、磁力、電気その他の方法により安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とし、かつ、選別後に安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混入・付着することがないようにすること。</p>
<p>③有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。</p>	

<p>④有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(ただし、安定型産業廃棄物のみの埋立処分を行っている場合であって、埋立地の浸透水の水質が最終処分基準省令別表第2に掲げる基準並びに規則第7条の9に掲げるBOD及びCODに係る基準に適合する場合等はこの限りでない。)</p>	
---	--

産業廃棄物名	◆ 産業廃棄物の種類に応じた埋立処分基準等	
	埋立処分に際しての前処理方法等	埋立可能な最終処分場
汚泥	<p>(陸上埋立)</p> <p>焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解又は含水率85%以下にすること。</p> <p>(水面埋立)</p> <p>有機性の汚泥の場合には、焼却設備を用いて焼却又は熱分解設備を用いて熱分解すること。</p>	管理型
廃油(タールピッチ類を除く。)	焼却設備を用いて焼却又は熱分解設備を用いて熱分解すること。	管理型
廃プラスチック類	<p>1 中空の状態でないようにし、最大径おおむね15cm以下に破碎又は切断すること。</p> <p>2 熔融設備を用いて熔融加工すること。</p> <p>3 焼却設備を用いて焼却すること又は熱分解設備を用いて熱分解すること。</p>	安定型(ただし自動車等破碎物、電気機械器具、鉛を含む廃プリント配線板、有害物質又は有機物質が混入・付着した廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物、焼却後のものは管理型)
ゴムくず	<p>1 中空の状態でないようにし、最大径おおむね15cm以下に破碎又は切断すること。</p> <p>2 焼却設備を用いて焼却すること又は熱分解設備を用いて熱分解すること。</p>	安定型(焼却後のものは管理型)
ばいじん、燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの物	大気中に飛散しないように水分添加、こん包等を行うこと。	管理型
腐敗物(有機性汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、畜産動物のふん尿、畜産動物の死体及びこれらを処分するために処理したもの)	<p>腐敗物(熱しゃく減量15%以下に焼却したもの、コンクリート固型化したものは除く。)の含有率が、</p> <p>40%未満:厚さおおむね3m以下ごとに50cmの土砂で覆うこと。</p> <p>40%以上:厚さおおむね50cm以下ごとに50cmの土砂で覆うこと。</p> <p>[注] 小規模埋立処分(面積1万㎡以下又は</p>	管理型

	容量5万m ³ 以下) の場合には適用されない。	
廃酸、廃アルカリ	—	埋立処分禁止
特定家庭用機器産業廃棄物	中間処理(再生を含む。)に係る基準の例によること。	
紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい	不要	管理型
金属くず	不要	安定型(ただし自動車等破砕物、鉛製の板、廃容器包装、鉛を含む廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、水銀使用製品産業廃棄物は管理型)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	不要	安定型(ただし自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物は管理型)
がれき類	不要	安定型
感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等の特別管理産業廃棄物の処分の規定による処分又は再生(焼却を除く。)により生じた廃棄物	あらかじめ、環境大臣が定める基準に適合するものにする事。	管理型

三重県では、産業廃棄物の海洋投入処分は、海洋汚染防止の見地から認めておりません。

5 特別管理産業廃棄物の処理基準

特別管理産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分（再生を含む。）を行う場合には、法令で定める基準に従わなくてはなりません。

また、排出事業者は、運搬されるまでの間、規則で定める基準に従い保管しなければなりません。

(1) 特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準

(規則第8条の13)

◆ 共通基準	具体的な要件等
①保管場所は、周囲に囲い（廃棄物の荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）が設けられ、かつ、見やすい箇所に次の要件を満たす掲示板（右記）が設置されていること。	○掲示板の規格：（4（1）と同じ。） ○表示内容： ・特別管理産業廃棄物の保管場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類 ・管理者の氏名又は名称、連絡先 ・最大積み上げ高さ（屋外において、容器を用いずに保管する場合のみ。）
②保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないような措置（右記）を講じること。	○汚水が生ずるおそれがある場合：（4（1）と同じ。） ○屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合： ・保管方法及び積み上げ高さの基準は次のとおり。（4（1）参照） ア）廃棄物が囲いに接しない場合：囲いの下端から勾配50%以下 イ）廃棄物が囲いに接する場合：囲いの内側2m以内は、囲い高さより50cm以下、2mを超える部分は、2mの線から勾配50%以下 ○その他必要な措置
③保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
④特別管理産業廃棄物にその他の物が混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（ただし、右に記載の場合は除く。）	○感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 ○特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 ○特別管理産業廃棄物である基準不適合廃水銀等処理物（告示の方法により硫化・固型化したものであって判定基準を満たさないもの）と一般廃棄物である基準不適合廃水銀処理物（告示の方法により硫化・固型化したものであって判定基準を満たさないもの）とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 ○特別管理産業廃棄物である基準適合廃水銀等処理物（告示の方法により硫化・固型化したものであって判

	定基準を満たすもの) と一般廃棄物である基準適合廃水銀処理物 (告示の方法により硫化・固化化したものであって判定基準を満たすもの) とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
--	---

また、共通基準の他、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の個別基準が適用されます。

特別管理産業廃棄物の種類	◆ 個別基準
①廃油 (特別管理産業廃棄物であるもの)、PCB汚染物、PCB処理物	○容器に入れて密封すること等当該廃油又はPCBの揮発防止のために必要な措置 ○当該廃油又はPCB汚染物、PCB処理物が高温にさらされないために必要な措置
②廃酸、廃アルカリ (特別管理産業廃棄物であるもの)	○容器に入れて密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
③PCB汚染物 (廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であってかつ、PCBが付着し、又は封入されたもの)	○人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと
④PCB汚染物、PCB処理物	○当該PCB汚染物、PCB処理物の腐食防止のために必要な措置
⑤廃水銀等	○容器に入れて密封すること等当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 ○高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置
⑥廃石綿等 (特別管理産業廃棄物であるもの)	○梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
⑦腐敗する恐れのある特別管理産業廃棄物	○容器に入れて密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗防止のために必要な措置

(2) 収集又は運搬に関する基準（令6条の5第1項第1号）

◆ 共通基準

- 特別管理特別管理産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 特別管理特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。（ただし、(1)④の場合はこの限りではない。）
- 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。（ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして危険物の規制に関する政令に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合はこの限りではない。）
- 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。（ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りではない。）
- 運搬車の車体の外側に識別しやすい色の文字で、産業廃棄物の収集・運搬車である旨（約5cm以上の大きさの文字（140°イット以上=49.196mm以上）、収集・運搬するものの氏名又は名称等、許可又は認定を受けた者にあつてはそれぞれ許可又は認定番号（約3cm以上の大きさの文字（90°イット以上=31.626mm以上））を車体の両側面に鮮明に表示すること。
また、運搬車には、収集運搬証拠書面（氏名又は名称及び住所、運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び数量、積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先、運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面、産業廃棄物管理票（電子の場合は電子マニフェスト使用証）、許可証又は認定証の写し等）を備え付けておくこと。
- 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、特別管理産業廃棄物の収集・運搬船である旨、収集・運搬するものの氏名又は名称等、許可又は認定を受けた者にあつてはそれぞれ許可又は認定番号を船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示すること。
また、船舶には、収集運搬証拠書面（運搬車の場合と同じ）を備え付けておくこと。
- 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。また、運搬容器は、次の構造を有するものであること。①密閉できることその他のPCB漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。②収納しやすいこと。③損傷しにくいこと。

◆ 積替えを行う場合の基準	具体的な要件等
<p>①積替えの場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>②積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>③積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であること、積み替える特別管理産業廃棄物の種類、積替え場所の管理者の氏名又は名称及び</p>	<p>(⑤の措置)</p> <p>ア) 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他のPCB揮発防止措置及び高温にさらされないために必要な措置</p> <p>イ) PCB汚染物（廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器）にあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。</p> <p>ウ) PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食防</p>

<p>連絡先の表示がされている場所で行うこと。</p> <p>④積替えの場所には、(1)④の場合を除き、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤その他、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、右記の措置を講ずること。</p>	<p>止のために必要な措置</p> <p>エ) 廃水銀等にあつては、容器に入れて密封すること等当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、並びに、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置</p> <p>オ) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗防止のために必要な措置</p>
---	--

◆ 収集又は運搬を行うために保管を行う場合の基準	具体的な要件等
<p>①特別管理産業廃棄物（ただし、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物を除く。）の保管は、積替え（右記の「積替えに係る基準」に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行うことはできません。</p>	<p>ア) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。</p> <p>イ) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量（平均搬出量の7日分以内）を超えないこと。ただし、船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該特別管理産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るときはこの限りではない。</p> <p>ウ) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。</p>
<p>②保管は、右記に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p>	<p>ア) 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるもの）が設けられていること。</p> <p>イ) 特別管理産業廃棄物の積替えのための保管場所であること、積み替える特別管理産業廃棄物の種類、積替え場所の管理者の氏名・名称・連絡先の表示がされていること。</p> <p>なお、掲示板は、5(1)の例によるほか、保管場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（積替えのための保管上限）を表示したものであること。</p>

(3) 中間処理（再生を含む。）に関する基準（令6条の5第1項第2号）

◆ 共通基準
<p>○特別管理産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。</p> <p>○処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>○処理のために設置する施設については、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>○処分にあつては、特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境にかかる被害が生じないようにすること。</p>

◆ 個別基準 (処理方法に応じた処分基準)	焼却 (又は熱分解) の基準
特別管理産業廃棄物の焼却 (又は熱分解) を行う場合には、右記の焼却設備 (又は熱分解設備) 及び方法により行うこと。	4 (3) に準ずる。

◆ 個別基準 (特別管理産業廃棄物の種類に応じた処分基準)	
(引火性) 廃油	<p>廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 焼却設備を用いて焼却する。 2 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとする。
(腐食性) 廃酸 (腐食性) 廃アルカリ	<p>廃酸又は廃アルカリによる人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中和設備を用いて中和する。 2 焼却設備を用いて焼却する。 3 イオン交換を行う設備等を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても pH を 2.0 より大きく、12.5 より小さくする。
感染性産業廃棄物	<p>感染性産業廃棄物の感染性を失わせる次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 焼却設備を用いて焼却する。 2 熔融設備を用いて熔融する。 3 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する。ただし、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、獣診療施設、国・地方公共団体・大学及びその附属試験研究機関、学術研究等に係る試験研究所以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかにする。 4 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する。ただし、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、獣診療施設、国・地方公共団体・大学及びその附属試験研究機関、学術研究等に係る試験研究所以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかにする。 5 感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染性病原体に有効な方法で消毒する。
廃 P C B 等	<p>焼却又は廃 P C B を分解する次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 光分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 プラズマ分解方式の反応設備を用いて分解する。 <p>法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p>
P C B 汚染物	<p>(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず)</p> <p>焼却又は P C B を除去若しくは分解する次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 機械化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 熔融分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去する。 6 分離設備を用いて除去する。 <p>法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p> <p>(廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類)</p> <p>焼却又は P C B を除去若しくは分解する次の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 機械化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 熔融分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 洗浄設備を用いて洗浄・除去する。 6 分離設備を用いて除去する。 <p>法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p>

P C B 処 理 物	<p>(廃油、廃酸、廃アルカリ)</p> <p>焼却又はP C Bを除去若しくは分解する方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 光分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 プラズマ分解方式の反応設備を用いて分解する。 <p>法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず)</p> <p>焼却又はP C Bを除去若しくは分解する方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 機械化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 熔融分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去する。 6 分離設備を用いて除去する。 <p>法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p> <p>(廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず)</p> <p>焼却又はP C Bを除去若しくは分解する方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 機械化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 熔融分解方式の反応設備を用いて分解する。 5 洗浄設備を用いて洗浄・除去する。 6 分離設備を用いて除去する。 <p>法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p> <p>(その他)</p> <p>焼却又はP C Bを除去若しくは分解する方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて分解する。 2 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 3 機械化学分解方式の反応設備を用いて分解する。 4 熔融分解方式の反応設備を用いて分解する。 <p>法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p>
廃 石 綿 等	<p>廃石綿による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす次の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熔融設備を用いて熔融する。(石綿の性状を示さず、完全にガラス状であること。) <p>法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法による。(ただし、当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合)</p>

◆ 中間処理（再生を含む。）を行うために保管を行う場合の基準

○ 4 (1)の保管に関する基準、5 (2)の積替えを行う場合の基準④及び⑤に準ずる。

◆ 令第2条の4第5号へ、チ(1)又はル(1)の特別管理産業廃棄物であつて、水銀回収が義務付けられているもの(水銀含有量が1,000mg/kg(廃酸、廃アルカリの場合は1,000mg/L)以上)の再生又は処分を行う場合の基準

- 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。
- 以下の方法によりあらかじめ水銀を回収すること。
 - ・ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

(4) 埋立処分に関する基準（令第6条の5第1項第3号）

◆ 共通基準	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 ○処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 ○特別管理産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生じおそれのないように必要な措置を講ずること。 ○埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 ○地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。 ○埋立処分を終了する場合には、埋め立てる特別管理産業廃棄物（熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く）の厚さがおおむね3m以下ごとにその表面をおおむね50cmの土砂で覆う（ただし、埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の小規模埋立処分を除く。）とともに、生活環境保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。 ○埋立処分を行う場合には、特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。 ○埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ特別管理産業廃棄物の処分の場所（有害な特別管理産業廃棄物の埋立地にあつてはその旨）であることと表示がされている場所で行うこと。 ○有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立は、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置その他の措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものは除く。 ○有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共用水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 	

特別管理 産業廃棄物	◆ 特別管理産業廃棄物の種類に応じた埋立基準	
	埋立処分に際しての前処理方法	埋立可能な最終処分場
廃油	○焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解を行う。	直接埋立は禁止
廃酸、 廃アルカリ	—	埋立禁止
感染性 産業廃棄物	—	埋立禁止
廃PCB等	[廃PCB等] ○焼却設備を用いて焼却し、焼却により生じたものが「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下同じ。）」で定める判定基準に適合するものにする。 [PCB汚染物、処理物] ○PCBを除去する。 ○焼却設備を用いて焼却し、焼却により生じたものが判定基準に適合するものにする。 ○上記による処理が困難であると認められる場合には、5(3)による方法により処理する。	管理型
廃石綿等	○大気中に飛散しないよう固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包する。 ○埋立は、最終処分場のうちの、一定の場所において、かつ、廃石綿等が分散しないように行い、埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等、必要な措置を講ずる。	遮断型、管理型のいずれの施設でもよいが、法第15条第1項の許可を得た施設に限定される。また、一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行う必要がある。

<p>廃水銀等 (廃水銀等を 処分するため に処理したも の)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃水銀等の埋立処分を行う場合は、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより、硫化及び固型化する。 ○ 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行ってはならない。 ○ 廃水銀等を処分するために処理したものが、 <ul style="list-style-type: none"> a) 判定基準に適合する。⇒ (基準適合廃水銀等処理物) b) 判定基準に適合しない。⇒ ○ 基準適合廃水銀等処理物を埋立処分する場合には、 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の場所において、かつ、分散しないように行うこと。 ・その他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。 ・流出しないように必要な措置を講ずること。 ・雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。 	<p>直接埋立は禁止</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p>
<p>汚泥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解又は含水率85%以下にする。 なお、有機性の汚泥の水面埋立を行う場合には、焼却設備を用いて焼却又は熱分解設備を用いて熱分解する。 (水銀又はその化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・環境大臣が定めるところにより固型化する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 判定基準に適合する。⇒ b) 判定基準に適合しない。⇒ (ダイキオキシン類が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ (カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、PCB、トリクロロエチレン等揮発性物質類、チラウム等の農薬類、セレン又はこれらの化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・判定基準に適合しないもの。⇒ (シアン又はその化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・環境大臣が定めるところにより固型化する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 判定基準に適合する。⇒ b) 判定基準に適合しない。⇒ 	<p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p> <p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p> <p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p>
<p>ばいじん 燃え殻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 ○ 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ○ 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 (水銀又はその化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・環境大臣が定めるところにより固型化する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 判定基準に適合する。⇒ b) 判定基準に適合しない。⇒ (ダイキオキシン類が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。 (カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン又はこれらの化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・環境大臣が定めるところにより固型化する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 判定基準に適合する。⇒ b) 判定基準に適合しない。⇒ 	<p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p> <p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>管理型</p> <p>遮断型</p>
<p>鉍さい</p>	<ul style="list-style-type: none"> (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン又はこれらの化合物が判定基準を超えるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準に適合するものにする。⇒ ・判定基準に適合しないもの。⇒ 	<p>管理型</p> <p>遮断型</p>

(5) その他の基準

◆帳簿の記載（規則第8条の18）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類毎に、次の事項を記載した帳簿を作成する必要があります。なお、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における事項を記載し、また、1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間保存する必要があります。

運 搬	1 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務（法第12条の2第8項）

感染性産業廃棄物を生ずる事業場及び感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、それぞれ一定の資格（規則第8条の17）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。

ただし、事業者自らが特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場はこの限りではありません。（別途、設置する必要はありません。）

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者設置（又は変更）報告は不要です。

○感染性産業廃棄物の場合

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
2年以上環境衛生指導員の職にあつた者
大学、高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

○感染性産業廃棄物以外の場合

資格・学歴	卒業課程	修了科目・学科	実務経験
環境衛生指導員	-----	-----	2年以上
大学（旧大学令に基づく大学を含む。）	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学、土木工学（旧大学令に基づく大学に限る。）	2年以上
	理学、薬学、工学、農学 又は、これらに相当する課程	衛生工学、化学工学、土木工学以外	3年以上
短期大学、高等専門学校、旧専門学校令に基づく専門学校	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学、土木工学（旧専門学校令に基づく専門学校に限る。）	4年以上
	理学、薬学、工学、農学 又は、これらに相当する課程	衛生工学、化学工学、土木工学以外	5年以上
高等学校、中等教育学校、旧中等学校令に基づく中等学校	-----	土木科、化学科又はこれらに相当する学科	6年以上
	-----	理学、工学、農学又はこれらに相当する学科	7年以上
上記に該当しない者			10年以上
上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者			

（注）「実務経験」とは、該当する産業廃棄物処理について技術上の実務に従事した経験年数をいいます。

6 指定有害廃棄物の処理基準

指定有害廃棄物とは、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であつて、水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の著しい腐食性を有するもの）を指し、次の「保管、収集、運搬及び処分等に関する基準」又は他の法令（又はこれに基づく処分）により行う場合を除き、その保管、収集、運搬又は処分を行うことはできません。（法第16条の3、令第16条）

(1) 運搬されるまでの間の保管に関する基準

基準	具体的な要件
①保管容器の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉できること。 ・容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること又はこれと同等以上の耐腐食性を有すること。〈行政が代執行する場合を除く。〉 ・日本工業規格Z1601号（鋼製ドラム缶）第1種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有すること。〈行政が代執行する場合を除く。〉
②保管を行う場所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いが設けられていること。 ・見やすい箇所に必要事項（指定有害廃棄物の保管場所である旨、保管する指定有害廃棄物の種類、管理者の氏名又は名称及び連絡先）を記載した掲示板（縦・横それぞれ60cm以上）が設けられていること。
③保管場所からの指定有害産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透並びに亜硫酸ガスの発生を防止するため、次の設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水による公共用水域及び地下浸透を防止するため、排水溝、貯留槽、耐酸性及び不浸透性の材料で築造又は被覆された床又は地盤面〈行政が代執行する場合は、耐酸性及び不浸透性の材料で被覆された底面であればよい。〉 ・亜硫酸ガス进行处理するため、ガス吸引装置を有する屋内保管設備、亜硫酸ガスを除去する装置を有する排気処理設備
④指定有害廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の措置を講ずること。	—
⑤保管する指定有害廃棄物の数量が、20キロリットルを超えないこと。〈行政が代執行する場合は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量。〉	—

(2) 収集又は運搬に関する基準

基準	具体的な要件
①6(1)①の容器を用い、指定有害廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、他のものと区分して収集し、又は運搬すること。	—
②運搬車の構造は、運搬中に容器が移動し、転倒し、又は転落するおそれのないように当該容器を固定できる構造のものであること。	—
③運搬用パイプラインは、用いてはならないこと。	—
④積替えを行う場合には、指定有害廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の措置を講ずることの他、周囲に囲いが設けられ、か	—

つ、見やすい箇所に必要事項（指定有害廃棄物の積替え場所である旨、積替える指定有害廃棄物の種類、管理者の氏名又は名称及び連絡先）の表示がされた場所で行うこと。	
⑤収集又は運搬過程での保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き行ってはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・積替えを行った後の運搬先が定められていること。 ・搬入された指定有害廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
⑥収集又は運搬を行うために保管を行う場合には、6(1)の基準に従うこと。なお、6(1)⑤の保管数量については、当該保管場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量又は20キロリットルのいずれか少ない数量となる。〈行政が代執行する場合は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量。〉	—

(3) 処分又は再生に関する基準

基準	具体的要件
①処分又は再生を行う場所から、指定有害廃棄物の飛散、流出、地下浸透並びに亜硫酸ガスの発生を防止するため、次の設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水による公共用水域及び地下浸透を防止するため、排水溝、貯留槽、耐酸性及び不浸透性の材料で築造又は被覆された床又は地盤面〈行政が代執行する場合は、耐酸性及び不浸透性の材料で被覆された底面であればよい。〉 ・亜硫酸ガスを処理するため、ガス吸引装置を有する屋内保管設備、亜硫酸ガスを除去する装置を有する排気処理設備
②処分又は再生は、環境大臣が定める焼却又は中和の方法により行うこと。	・焼却設備を用いて焼却する方法又は中和設備を用いて中和する方法
③処分又は再生のための保管を行う場合には、6(1)①、②、④、⑤の基準に従うこと。なお、⑤の保管数量については、焼却する場合には1日当たりの焼却施設能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量となり、中和する場合には1日当たりの中和施設能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量又は20キロリットルのいずれか少ない数量となる。〈行政が代執行する場合は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量。〉	—
④処分又は再生のための保管期間は、21日を超えて行ってはならない。〈行政が代執行する場合は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる期間。〉	—
⑤指定有害廃棄物は埋立処分を行ってはならない。	—
⑥指定有害廃棄物は海洋投入処分を行ってはならない。	—

7 産業廃棄物の委託基準

事業者は、原則として、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。自ら処理できない場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可を受けた処理業者等にその処理を委託することができます。以下、特別管理産業廃棄物も同様です。

なお、処理を委託した場合であっても、適正に処理が完了するまでは、その産業廃棄物に関する責任が排出事業者にもあることを決して忘れて下さい。

処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければなりません。（三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条第2項）

処理を委託する場合には、次の基準に従わなければなりません。（令第6条の2）

(1) 委託契約する前には

基準	具体的な要件
① 委託しようとする産業廃棄物処理業者等に許可証等の提示を求め、委託内容が事業の範囲に含まれているか否か等右記の事項について確認すること。	<p><確認事項></p> <p>ア 産業廃棄物処理業者（委託しようとするものが特別管理産業廃棄物に該当する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者）の氏名及び住所</p> <p>イ 業の区分（収集運搬業であれば、「積替え・保管を含む。」か「積替え・保管を除く。」の区分が、また、処分業であれば、「中間処理」か「最終処分」に大きく分類されます。）</p> <p>ウ 事業の内容（どのような種類の産業廃棄物を扱えるのか、どのような方法で処理を行うのか）</p> <p>エ 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力（どのような処理をする施設か、処理能力は十分か）</p> <p>オ 許可条件（どのような条件がついているのか）</p> <p>カ 許可期限（期限を過ぎていないか）</p>
② 委託しようとする処分業者が、適正に処分する能力を現に有していることを右記により確認し、確認した記録を5年間保存しておかなければなりません。 (三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条第1項)	<p><確認方法></p> <p>ア 自ら実地に調査し、確認すること。</p> <p>イ 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。</p> <p><記録事項></p> <p>ア 確認の年月日</p> <p>イ 確認の方法</p> <p>ウ 委託に係る施設における処分の状況</p> <p>エ 委託に係る埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無</p> <p>オ 委託に係る保管の場所の状況</p>

(2) 委託契約にあたって

基準	具体的な要件
<p>① 委託契約は、必ず書面により、収集運搬業者、処分（焼却などの中間処理（再生を含む。）、埋立）業者とそれぞれ結び（ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は、1つの書面にまとめることが可）、委託内容を明確にしておくこと。</p>	<p><委託契約書の記載事項></p> <p>ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>イ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</p> <p>ウ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力</p> <p>エ 産業廃棄物の中間処分（再生を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p> <p>オ 委託契約の有効期間</p> <p>カ 委託者が受託者に支払う料金</p> <p>キ 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲</p> <p>ク 受託者が積替え又は保管を行う場合には、積替え保管を行う場所の所在地、当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限（当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項。）</p> <p>ケ 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿 ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ・当該産業廃棄物が廃パーソナルコンピュータ等（廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機）であつて、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならないものに限る。）が含まれ、又は付着している場合には、当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ・その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 <p>コ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項</p> <p>サ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項</p> <p>シ 委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取り扱いに関する事項</p>
<p>② 特別管理産業廃棄物の運搬、処分、再生を委託しようとする場合には、委託しようとする者に対して、あらかじめ当該特別管理産業廃棄物の取り扱い上の注意事項等（右記の内容）を文書で通知する必要がある。</p>	<p><通知する文書の内容></p> <p>当該特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱い上の注意事項</p>
<p>③ 委託契約書には、産業廃棄物処理業許可証等（受託者が他人の産業廃棄物の運搬、処分、再生を行うことができる者であつて、委託しようとする産業廃棄物の運搬、処分、再生が事業の範囲に含まれていることを証する書面）の写しを添付しなければなりません。</p>	
<p>④ 受託者による再委託は禁止されていますが、排出事業者から委託を受けた処理業者が、あらかじめ必要な事項を記載した書面により排出事業者の承諾を受けている場合（原則、施設の故障等の非常時に限る。）や、法第19条の3又は法第19条の5若しくは19条の6の規定に基づいた命令を受けた者が、その命令を履行するために必要な範囲で、排出事業者の承認を得ている場合に限り再委託が認められる。</p> <p>なお、委託契約書及び添付書類並びに再委託に係る事業者の承諾書は、契約終了の日から5年間保存が必要。</p>	

※) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第12条第7項）

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）による管理（法第12条の3、法第12条の5）

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、定められた事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

マニフェストについては、廃棄物の流れを電子情報で管理する電子マニフェスト（法第12条の5）と、紙で管理する紙マニフェスト（法第12条の3）があり、本県では、より遵法性、透明性、効率性の高い電子マニフェストの利用を推奨しています。

基準	具体的な要件	
	電子マニフェスト	紙マニフェスト
<p>①交付（登録）</p> <p>産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、右記事項に留意のうえ、受託者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。</p> <p>ただし、市町村に産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合や、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を委託する場合等は、マニフェストの交付（登録）を要しない。（規則第8条の19）</p>	<p>ア 当該産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録すること。</p> <p>イ 当該産業廃棄物の引渡し後3日以内に情報処理センターに登録すること。</p> <p>ウ 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別する番号（登録番号）を運搬受託者及び処分業者に通知した後、登録すること。</p> <p>エ 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。</p> <p>オ 中間処理業者（カに規定する場合を除く）にあつては、最終処分を行う場所の所在地及び処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号について、ウの通知にかかる事項と相違がないことを確認の上、登録すること。</p> <p>カ 中間処理業者（委託者が電子マニフェストを使用する事業者でない場合）にあつては、最終処分を行う場所の所在地及び管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る全ての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。</p> <p>キ 運搬受託者又は処分受託者は運搬又は処分終了後3日以内に情報処理センターに報告すること。</p>	<p>ア 当該産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付すること。</p> <p>イ 当該産業廃棄物の引渡しと同時に交付すること。</p> <p>ウ 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。</p> <p>エ 中間処理業者（オに規定する場合を除く）にあつては、最終処分を行う場所の所在地及び管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号が、委託された産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。</p> <p>オ 中間処理業者（委託者が電子マニフェストを使用する事業者である場合）にあつては、最終処分を行う場所の所在地及び委託した者の氏名又は名称並びに登録番号が、事業者から通知のあった事項と相違がないことを確認の上、交付すること。（規則第8条の20）</p>

	(規則第8条の31の5)	
②管理票の写しの送付を受けるまでの期限(情報処理センターへの報告期限)	<p>ア 運搬又は処分が終了した旨の報告 →登録の日から90日以内(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)</p> <p>イ 中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の報告 →登録の日から180日以内(規則第8条の37)</p>	<p>ア 収集運搬業者及び処分業者からの写し(B2票、D票)の送付 →交付の日から90日以内(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)</p> <p>イ 中間処理業者からの最終処分が終了した旨が記載された写し(E票)の送付 →交付の日から180日以内(規則第8条の28)</p>
	<p><管理票の写しの未返送時又は情報処理センターへの未報告時等の措置></p> <p>ア 速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握する。</p> <p>イ 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 30日以内に都道府県知事に報告書を提出する。</p>	
③保存	<p>ア 報告された情報は、情報処理センターにより報告を受けた日から5年間保存される。(規則第8条の35)</p>	<p>ア 交付した manifests の写しを交付した日から5年間保存すること。(規則第8条の21の2)</p> <p>イ 運搬受託者から運搬終了後に返送される「B2票」、処分受託者から処分終了後に返送される「D票」及び最終処分終了後に返送される「E票」は5年間保存しておくこと。(規則第8条の26)</p>
④交付等状況報告(登録等状況報告)	<p>ア その年の3月31日以前の1年間において登録及び報告された電子 manifests の登録等の状況については、毎年6月30日までに情報処理センターから都道府県知事へ報告される。(法第12条の5第9項)</p>	<p>ア manifests 交付者は、排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した manifests の交付等の状況についてとりまとめ、都道府県知事に報告すること。(法第12条の3第7項)</p>

電子 manifests の利用について(法第12条の5)

- 産業廃棄物の排出事業者は、排出する産業廃棄物の処理にあたり、 manifests の交付に代えて、国が指定する情報処理センター(公財)日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子 manifests システム(有料)を利用することができます。
- 電子 manifests を利用した場合には、法第12条の5第9項の規定により、情報処理センターが集計して知事に報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません。
- 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。)の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。)の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子 manifests の使用の義務対象となります。
- なお、当該システムを利用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の各者が当該システムを利用できる状況にある必要があります。
電子 manifests システムについての詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ(<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>)を御覧ください。

8 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可制度

(1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可（法第14条、第14条の4）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬、中間処理又は最終処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受けないで、他人の廃棄物の収集運搬や処分はできません。（一部例外あり。）

◆許可の要件

- ① 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しない等の施設に係る基準に適合していること。
- ② 申請者が事業を的確に、かつ継続して行うための知識、技能、経理的基礎を有すること。
- ③ 申請者が法人の場合はその役員、本店又は支店の代表者、産業廃棄物処理の契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者、及び実質的に支配力を有していると認められる者（相談役・顧問若しくは一定比率以上の株式を有する株主又は一定比率以上の出資をしている者）、個人の場合は営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人、本店又は支店の代表者、産業廃棄物処理の契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者が、次の事項（**欠格要件**）に該当する者でないこと。

<欠格要件>

- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。）
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 廃棄物の処理および清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等生活環境に係る法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）、若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 産業廃棄物の業の許可を取り消され5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者（役員の範囲については、相談役顧問等のいかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し取締役等と同等の支配力を有していると認められる者を含む。）で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- カ 廃棄物の処理および清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可の取消しの処分に係る「行政手続法」第15条の規定による通知があった日からその処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の届出があった場合において、オの通知の日前60日以内にその届出に係る法人の役員若しくは次の使用人であった者又はその届出に係る個人の次の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの
 - ・本店又は支店の代表者
 - ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者
- ク その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員

- でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 コ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

◆許可の期限

5年ごとに許可の更新を行う必要があります。（許可を受けた日から5年後が許可期限になります。ただし、許可の有効期間の満了日までに更新申請に対する処分がされないときは、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算して5年後が許可期限になります。）なお、優良認定を受けた者は7年。

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の2、法第14条の5）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬、中間処理、最終処分などの業態区分、中間処理であれば焼却処分等といった処分の内容、並びに取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、事業範囲を限定して行われます。従って、許可を受けた者がすでに許可を受けている業態区分と異なる業態区分や取り扱う産業廃棄物の種類を追加しようとするときは、変更許可（注）を受けなければなりません。

（注） 収集運搬業の許可を受けている者が、処分（中間処理又は最終処分）業も行おうとする時（又はその逆）、産業廃棄物処理業の許可を受けた者が特別管理産業廃棄物を取り扱う時（又はその逆）は、新規許可が必要となります。

また、処理業の許可の承継（個人業者が、配偶者、子、兄弟等に事業を継続させるとき、個人業者が法人業者に変更するとき等）はできませんので、この場合にも新規許可が必要となります。

◆ 変更許可の必要な事例			
変更内容	変更前	変更後	備考
① 業態区分（処分内容）の変更例	処分業（破碎）	処分業（破碎、焼却）	処分内容を追加
	収集運搬業（積替え保管を除く。）	収集運搬業（積替え保管を含む。）	限定内容を変更
② 取り扱う産業廃棄物の種類の変更例	木くず、紙くず	木くず、紙くず、汚泥	品目（汚泥）の追加
③ 取り扱う産業廃棄物の種類の変更例	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	限定の解除

(3) 許可業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理基準等（法第14条第12項～17項、第14条の4第12項～18項）

- ① 取扱う産業廃棄物の種類に応じ、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に従い収集運搬又は処分を行わなければなりません。
- ② 委託を受けている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を委託した者に書面で通知するとともに、その写しを5年間保存しなければなりません。
- ③ 許可を受けた事業の範囲以外の業務を受託してはいけません。
- ④ 排出事業者から受託した廃棄物の収集運搬、中間処理、又は最終処分を原則として他人に委託することはできません。
- ⑤ 事業場ごと、廃棄物の種類ごとに帳簿を備え、当該廃棄物の処理について毎月末までに前月中における所定の事項を記載（ただし、次表「収集又は運搬」の項2及び「処分」の項2に掲げる事項は、管理票を交付又は回付された日から10日以内に、また、「運搬の委託」の項3及び「処分の委託」の項3から5までに掲げる事項は、管理票に係る産業廃棄物の引渡しまでに記載）するとともに、その帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

収集又は運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量
処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入又は処分年月日 2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 5 処分（埋立処分及び海洋投入処分（※）を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 <p>※特別管理産業廃棄物の場合は、海洋投入処分は不可</p>
処分の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 5 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 6 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 7 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 8 受託者ごとの委託の内容及び委託量
備考	<p>収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、各記載事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。</p>

（参考）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度

1 認定の基準

平成29年6月の廃棄物処理法の改正により、平成30年4月1日から二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が始まりました。

通常、排出事業者とは別の事業者が他者の産業廃棄物の処理を行う場合、処理を受託する事業者は産業廃棄物処理業の許可が必要となりますが、特例認定制度は、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、株式保有割合など一定の基準をみたした企業グループ内において県の認定を受けると、グループ内で処理する場合は産業廃棄物処理業許可が不要となる制度です。

2 認定の効果等

当該認定事業者のうち他のグループ内事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなされることから、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができます。

(参考) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

1 制度の概要

この制度は産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）の申請により、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下「産業廃棄物処理業等」という。）の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）への適合性を審査し認定（以下「優良認定」という。）を行うもので、産業廃棄物排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。認定を受けた処理業者については、許可証へ優良処理業者の証としてマル優マークが示されるとともに、通常5年の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間を7年とするという特例が付与されます。

2 申請時期

許可の更新申請時となります。

3 優良基準

(1) 遵法性に係る基準

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間において、次に掲げる不利益処分（「特定不利益処分」という。）を受けていないことが必要です。なお、申請者が既に優良認定を受けている場合には、7年の許可の有効期間中、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令
- ② 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
- ④ 再生利用認定の取消し
- ⑤ 広域的処理認定の取消し
- ⑥ 無害化処理認定の取消し
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令

(2) 事業の透明性に係る基準

「法人に関する基礎情報（法人の場合）」、「個人に関する基礎情報（個人の場合）」、「事業計画の概要」、「申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し」、「運搬施設に関する事項」、「処理施設に関する事項」、「事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図」、「直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程」、「直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量」、「直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後の産業廃棄物の処分量」、「直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況」、「直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績」、「直前3事業年度の財務諸表（法人の場合）」、「処理料金の提示方法」、「業務を所掌する組織・人員配置」、「事業場の公開の有無・公開頻度」の情報を、業許可の更新申請の前6月間（※）継続してインターネットで公表し、かつ、所定の頻度で更新していることが必要です。

インターネットによる公表の方法としては、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営す

る「産廃情報ネット」を利用する方法や自社ホームページを利用する方法があります。

なお、公表すべき情報の項目、更新頻度などについては、国及び県のマニュアルを参照してください。

- ※ 既に優良認定を受けた者が再度、優良認定の申請をする場合は、優良認定を受けた日から当該更新申請の日までの間、継続して情報を公表・更新していることが必要となります。

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

<<https://www.env.go.jp/content/900534155.pdf>>

優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き（三重県）

<<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001189415.pdf>>

(3) 環境配慮の取組に係る基準

ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることが必要です。

(4) 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能であることが必要です。

(5) 財務体質の健全性に係る基準

① 自己資本比率に係る基準

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率(※)が10パーセント以上であることが必要です。

※ 自己資本比率とは、貸借対照表上の純資産の合計額を、当該額と負債の合計額の合計額で除して得た値をいいます。

② 経常利益金額等に係る基準

直前3年の各事業年度における経常利益金額等(※)の平均値がゼロを超えることが必要です。

※ 経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額をいいます。

③ 税及び保険料の納付に係る基準

産業廃棄物処理業等の実施に関連する次に掲げる税目、社会保険料及び労働保険料について滞納していないことが必要です。

(国税) 法人税及び消費税

(県税) 県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税（三重県に係るもの）

(市町税) 市町民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税（三重県内の市町に係るもの）

(その他) 社会保険料及び労働保険料（三重県内のすべての事務所・事業場に係るもの）

④ 維持管理積立金の積立てに係る基準

三重県内に設置しているすべての特定一般廃棄物最終処分場、特定産業廃棄物処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることが必要です。

4 申請書類

処理業（更新）許可申請書に次に掲げる書類を添付のうえ提出してください。

(1) 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（別紙様式）

優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面

(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットの履歴情報証明サービスにより発行される証明書（情報の公表・更新状況を証明した書面）や、申請者自らが開設したホームページ上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものなど

(3) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し

	認 証 制 度	備 考
①	ISO14001	https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html
②	エコアクション21	https://www.ea21.jp
③	M-EMS	https://www.m-ems.org M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。

(4) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であることを証する書面の写し

(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

税務署（国税）、県税事務所又は市町税務担当課の発行する納税証明書、年金事務局が発行する社会保険料の納入確認書、地方労働局が発行する労働保険料の納入証明書等

(6) 現に受けている産業廃棄物処理業等の許可証の写し

(7) 直前3年の各事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）

5 その他

(1) 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

産業廃棄物処理業等の許可の申請者が、優良基準に適合すると認められる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定により、当該申請に係る申請書類のうち、次に掲げるものの提出を省略できます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類（※）

- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 定款及び寄付行為
- ・ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業許可申請及び特別管理産業廃棄物処分業許可申請の場合）（※）

※事業の範囲の変更に係る許可の申請の場合、「事業計画の概要を記載した書類」及び「処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類」については添付の必要があるため、ご注意ください。

（2）旧優良性評価制度について

この優良産廃処理業者認定制度が平成23年4月1日に施行されたことにより、旧優良性評価制度は平成23年3月31日をもって廃止されました。

9 産業廃棄物処理施設

(1) 許可対象の施設（令第7条）

次の産業廃棄物処理施設を設置する時は、知事の許可が必要です。

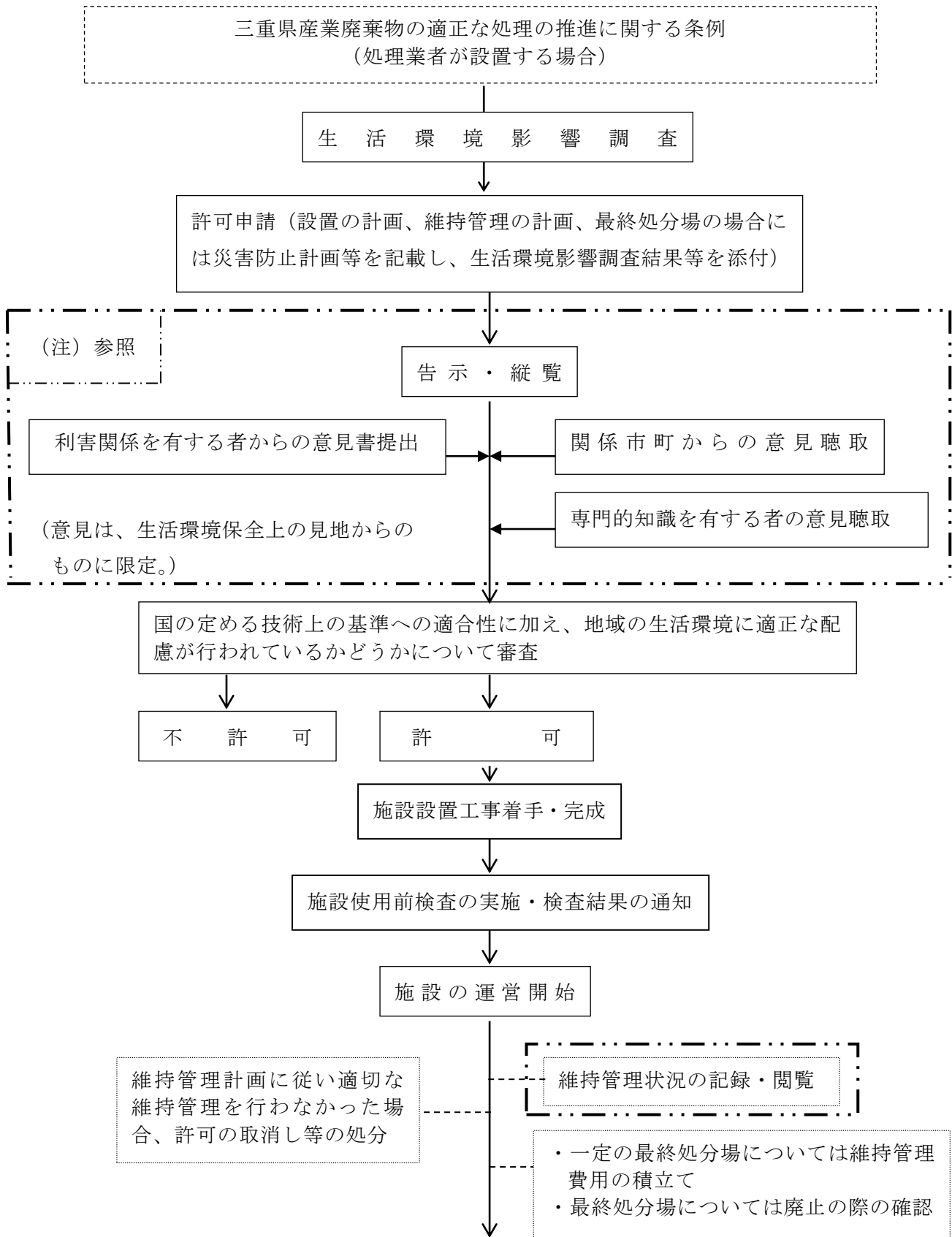
№	施設の種類	許可が必要なもの
1	汚泥の脱水施設（※）	処理能力10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	〃 10m ³ /日 〃
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	〃 100m ³ /日 〃
3	汚泥の焼却施設	処理能力が200kg/h以上、5m ³ /日超又は火格子面積が2㎡以上
4	廃油の油水分離施設（※）	処理能力10m ³ /日超
5	廃油の焼却施設	処理能力が200kg/h以上、1m ³ /日超又は火格子面積が2㎡以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設（※）	処理能力50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破碎施設	〃 5トン/日 〃
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力が100kg/日超、又は火格子面積が2㎡以上
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5トン/日超
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	処理能力に関係なく全て許可が必要です。
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
10-2	廃水銀等の硫化施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	
12-2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	処理能力が200kg/h以上、又は火格子面積が2㎡以上
13-2	3、5、8、12を除く産業廃棄物焼却施設	
14	イ 有害な産業廃棄物の最終処理場（遮断型）	処理能力（規模）に関係なく、全て許可が必要です。
	ロ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の最終処分場（安定型）	
	ハ イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）	

<備考>

- 1日当たりの処理能力は、（1時間当たりの公称能力）×（8時間）とする。ただし、実稼働時間が8時間を超える場合は、その稼働時間での処理能力とする。
- 木くず又はがれき類の破碎施設であって、移動式の施設を設置しようとする者（事業者に限る。）にあつては、当分の間、許可を要しない。
- （※）工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、その他の要件を満足する場合には、許可対象の産業廃棄物処理施設として取り扱わない。

(2) 産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可に係る事務手続き

(法第15条)



(注) 上記 [] 内の手続きは、政令で定める施設（最終処分場、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物等の焼却・分解・洗浄・分離施設）の場合であり、その他の施設では不要。

(3) 産業廃棄物処理施設に係る許可申請、届出等が必要な事項

種類	様式	内容	申請等の時期	
申請	産業廃棄物処理施設設置許可申請	規則様式第18号	産業廃棄物処理施設を設置しようとするとき	工事着工前
	産業廃棄物処理施設変更許可申請	規則様式第22号	許可施設において、法令で定める事項を変更しようとするとき	工事着工前
	産業廃棄物処理施設使用前検査申請	規則様式第19号	処理施設の使用前検査を受けようとするとき	許可施設の使用開始前
	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請	規則様式第26号	許可施設を譲り受け、又は借り受けようとするとき	譲受け又は借り受けをする前
	産業廃棄物処理施設合併又は分割認可申請	規則様式第27号	許可施設設置者である法人が合併(※1)又は分割(※2)により当該施設設置者の地位を承継しようとするとき	合併又は分割をする前
	産業廃棄物最終処分場廃止確認申請	規則様式第25号	最終処分場の埋立終了後、廃止の確認を受けようとするとき	最終処分場を廃止しようとするとき
届出	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出 (最終処分場の廃止を除く。)	規則様式第23号	①処理施設について、法令で定める軽微な変更をしたとき ②処理施設を廃止したとき ③処理施設を休止したとき ④休止していた処理施設を再開したとき	変更等のあった日から遅滞なく
	産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出	規則様式第24号	最終処分場の埋立処分が終了したとき	埋立処分が終了した日から30日以内
	産業廃棄物処理施設相続届出	規則様式第28号	許可施設設置者について相続があったとき	相続のあった日から30日以内
報告	特定産業廃棄物最終処分場状況等報告	規則様式第21号	埋立開始から毎年度、処分場に関する規則第12条の7の15に掲げる事項の報告	毎年10月31日まで

(※1) 許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続する場合を除く。

(※2) 許可施設を承継させる場合に限る。

(※3) 同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合(業、施設許可申請、変更届等)、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置許可、譲渡等許認可要件

●施設の設置に係る許可の基準等(法第15条の2)

- ① 施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること。
- ② 施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及

び当該施設の利用者の特性に照らして生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設について適正な配慮がなされたものであること。

- ③ 申請者が設置及び維持管理を的確かつ継続して行う知識、技能、経理的基礎を有すること。
- ④ 申請者が欠格要件に該当しないこと（廃棄物処理法違反者、破産者等）。

※なお、知事は、施設の過度な集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、許可をしないことができる。

●施設の譲受け等、施設設置者（法人）の合併、分割（法第15条の4）

- ① 申請者が設置及び維持管理を的確かつ継続して行う知識、技能、経理的基礎を有すること。
- ② 申請者が欠格要件に該当しないこと。

●その他（技術管理者等の設置）（法第21条）

産業廃棄物処理施設の設置事業者は、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させ、又他の従業者を監督させるための技術管理者をおくことが義務付けられています。この技術管理者の資格は、次表のとおりです。

なお、事業場における産業廃棄物の処理業務を適切に行わせるため、別途、事業場毎に産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。この産業廃棄物処理責任者は、特に資格は必要ありません。

資格・学歴	卒業課程	修了科目・学科	実務経験
技術士	-----	化学部門、上下水道部門、衛生工学部門 で二次試験に合格した者	-----
	-----	上記以外の技術士	1年以上
環境衛生指導員	-----	-----	2年以上
大学(旧大学令に基づく大学を含む)	理学・薬学・工学・農学	衛生工学・化学工学・土木工学（旧大学令に基づく大学に限る。）	2年以上
	理学・薬学・工学・農学 又は、これらに相当する課程	衛生工学・化学工学以外	3年以上
短期大学、高等専門学校、旧専門学校に基づく専門学校	理学・薬学・工学・農学 又は、これらに相当する課程	衛生工学・化学工学・土木工学（旧専門学校令に基づく専門学校に限る。）	4年以上
		衛生工学・化学工学以外	5年以上
高等学校、中等教育学校、旧中等学校令に基づく中等学校	-----	土木科、化学科又はこれらに相当する学科	6年以上
	-----	理学、工学、農学又はこれらに相当する学科	7年以上
上記に該当しない者			10年以上
上記に掲げる者と同様以上の知識を有すると認められる者			

(注)「実務経験とは、該当する産業廃棄物処理について技術上の実務に従事した経験年数をいいます。

(5) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の技術上の基準〔構造基準〕

（規則第12条から第12条の2）

◆ 共通基準
<ul style="list-style-type: none"> ○荷重、地震力、温度応力に対して構造耐力上安全であること。 ○処理に伴う排ガス、排水、施設において使用する薬剤等による腐食防止措置が講じられていること。 ○産業廃棄物の飛散、流出、悪臭を防止するための構造であること又は設備が設けられていること。 ○著しい騒音、振動の発生により、周辺的生活環境を損なわないものであること。 ○排水を放流する場合は、必要な排水処理設備が設けられていること。 ○産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じた十分な容量を有するものであること。

施設の種類の種類	◆ 個別基準
①汚泥の脱水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置する床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
②汚泥の乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
③汚泥の天日乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・天日乾燥床の側面、底面は不透水性の材料が用いられていること。 ・天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するための開渠その他の設備が設けられていること。
④汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、その他の産業廃棄物の焼却施設（ただし、ガス化改質方式、電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。（ただし、ガス化改質方式による焼却施設、処理能力が2トン/h未満の焼却施設を除く。） ・次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 燃焼ガスの温度が800℃（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物にあつては1,100℃（PCB廃棄物処理施設のうち無害化処理に係る特例となるものは850℃以上））以上で廃棄物を焼却できるものであること。 b) 燃焼ガスが、800℃（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物にあつては1,100℃（PCB廃棄物処理施設のうち無害化処理に係る特例となるものは850℃以上））以上の温度を保ちつつ、2秒間以上滞留できるものであること。 c) その他、前記の「許可対象焼却施設の構造基準・維持管理基準イメージ図」参照。 ・廃油（廃PCBを除く）、廃PCB等、PCB汚染物の焼却施設にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するための流出防止堤その他の設備が設けられていること。また、施設が設置される床又は地盤面は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

<p>⑤汚泥（PCB汚染物、PCB処理物を除く）、廃油（廃PCB等を除く）、廃プラスチック類（PCB汚染物、PCB処理物を除く）、その他の産業廃棄物の焼却施設（ただし、ガス化改質方式、電気炉等を用いた焼却施設に限る。）</p>	<p>《ガス化改質方式の焼却施設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。 b) 外気と遮断されたものであること。 ・次の要件を備えた改質設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。 b) 外気と遮断されたものであること。 c) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 ・改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・除去設備に流入する改質ガスの温度を概ね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（ただし、除去設備内で冷却できる場合は除く。） ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、硫化水素を除去できる除去設備が設けられていること。 ・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備、貯留設備が設けられていること。（ただし、熔融又は焼成設備を用いて、これらを併せて処理する場合を除く。） ・灰出設備については、ばいじん及び焼却灰の飛散流出防止が図れる構造であるとともに、ばいじん又は焼却灰の熔融、焼成、薬剤処理を行う場合にはそれぞれ別途基準が設けられている。
	<p>《電気炉等を用いた焼却施設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却設備の煙突から排出されるガスの処理設備が設けられていること。 ・灰出設備については、ばいじん及び焼却灰の飛散流出防止が図れる構造であるとともに、ばいじん又は焼却灰の熔融、焼成、薬剤処理を行う場合にはそれぞれ別途基準が設けられている。 ・廃棄物を焼却し、及び溶網を得るために必要な炉内温度を適正に保つことができるものであること。 ・炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。 ・廃棄物の焼却に伴い得られた溶網の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。 ・集じん器に流入するガスの温度（ただし、集じん器内でガスの温度を速やかに冷却できる場合は、冷却後のガスの温度）を連続的に測定記録するための装置が設けられていること。 ・製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度を概ね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。（ただし、集じん器内でガスの温度を速やかに冷却できる場合は除く。）
<p>⑥ 廃油の油水分離施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。 ・施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
<p>⑦ 廃酸又は廃アルカリの中和施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置する床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 ・廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備が設けられていること。 ・廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

<p>⑧ 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水防止装置等が設けられていること。 ・破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合には、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。 b) 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成型設備が設けられていること。 c) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温を大きく上回らない程度に冷却できる等の要件を備えた冷却設備が設けられていること。 d) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、常時換気することができる構造であること等の要件を備えた保管設備が設けられていること。 e) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロ等の閉鎖された場所に保管する場合にあっては、保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定・記録するための装置が設けられていること等の要件を備えた保管設備が設けられていること。 f) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に7を乗じて得られる数量を越えるときは、圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること等の要件を備えた保管設備が設けられていること。 g) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に7を乗じて得られる数量を越えるときは、d)の要件にかかわらず、圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること等の要件を備えた保管設備が設けられていること。
<p>⑨ 金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置する床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 ・汚泥、セメント及び水を均一に混合できる混練設備が設けられていること。
<p>⑩ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置する床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 ・設備の煙突から排出されるガスの処理設備が設けられていること。 ・ばい焼温度が概ね600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。 ・ばい焼温度を速やかに600℃以上にし、これを保つために必要な加熱装置が設けられていること。
<p>⑪ 廃水銀等の硫化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。 b) 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。 ・排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。
<p>⑫ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置する床又は地盤面が不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。 ・《高温分解方式の施設》 ・分解室の出口における炉温が概ね900℃以上の状態でシアン化合物を分解できるものであること。 ・分解室の出口における炉温を速やかに900℃以上にし、これを保つため

	<p>に必要な助燃装置が設けられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。 <p>《酸化分解方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備が設けられていること。 ・廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。
<p>⑬ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外気と遮断された状態で、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。(ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設を除く。) ・次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を1,500℃以上の状態で溶融することができるものであること。 b) a)の温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 c) 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。 ・溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。(ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合を除く。) ・排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。 ・溶融処理生成物(ばいじんを除く。)の流動状態が確認できる設備が設けられていること。 ・溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。 b) 建物の中に設けられていること。(ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物等が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。) c) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器(粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。)及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。
<p>⑭ 廃PCB等、PCB処理物の分解施設(PCB汚染物分解施設を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 ・処理しようとする廃PCB等又はPCB処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。 <p>《脱塩素化分解方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。 b) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。 <p>《水熱酸化分解方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 b) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 c) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- ・廃PCB等又はPCB処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。
- ・反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

《還元熱化学分解方式の施設》

- ・外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
- ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - a) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - b) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
 - c) 外気と遮断されたものであること。
 - d) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
 - e) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - f) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。・事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ・次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
 - a) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。
 - b) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ・事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ・粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る）が設けられていること。

《光分解方式の施設》

- ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - a) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。
 - b) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。
 - c) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ・廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調整する設備が設けられていること。
- ・次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りでない。
 - a) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。
 - b) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - c) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあっては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

《プラズマ分解方式の施設》

- ・外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
- ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - a) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
 - b) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。
 - c) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> d) 外気と遮断されたものであること。 e) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。 f) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 g) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 h) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 ・次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。 b) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ・粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る）が設けられていること。
<p>⑮ P C B 汚染物の分解施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 ・処理しようとする P C B 汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。 《水熱酸化分解方式の施設》 ・次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) P C B 汚染物を破砕することができるものであること。 b) P C B 汚染物及び酸化剤等の供給量を調整することができるものであること。 ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 b) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 c) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分解する装置が設けられていること。 《還元熱化学分解方式の施設》 ・供給設備は、P C B 汚染物を破砕することができるものであること。 ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 b) P C B の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 c) 外気と遮断されたものであること。 d) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 e) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 f) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。 b) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子状の物質を排出し、貯蓄することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る）が設けられていること。 《機械化学分解方式の施設》 ・次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) P C B 汚染物を破砕することができるものであること。 b) P C B 汚染物の供給量を調整することができるものであること。 ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 b) P C B の分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。 c) 外気と遮断されたものであること。 d) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 e) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物資等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。 ・事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ・粒子状の物質を排出し、貯蓄することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。 《熔融分解方式の施設》 ・次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) P C B 汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。 b) P C B 汚染物の供給量を調整することができるものであること。 ・次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 b) P C B 汚染物の熔融及びP C B の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。 c) 外気と遮断されたものであること。 d) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 e) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物資等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 b) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 c) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ・粒子状の物質を排出し、貯蓄することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
<p>⑩ P C B 汚染物又はP C B 処理物の洗浄施設又は分離施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はP C B の回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 ・P C B 汚染物又はP C B 処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。 《分離方式の施設》 ・次の要件を備えた分離設備が設けられていること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 分離設備内をP C B の分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 b) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・次の要件を備えた回収設備が設けられていること。

	<ul style="list-style-type: none">a) 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。b) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。c) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。 <p>・PCBの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。</p>
--	---

(6) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の維持管理の技術上の基準

（規則第12条の6から規則第12条の7）

<p>◆ 共通基準（最終処分場以外のすべての産業廃棄物処理施設について適応される基準）</p>	
<p>○受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>○施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>○産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>○施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>○産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>○蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>○著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>○施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>○施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	

施設の種類の種類	◆ 個別基準（各産業廃棄物処理施設ごとに適応される基準）
①汚泥の脱水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 ・汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
②汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つよう温度を調節すること。 ・施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。
③汚泥の天日乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
④汚泥（PCB処理物であるものを除く）、廃油（廃PCB等を除く）、廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く）、廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設、その他の産業廃棄物の焼却施設〔ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。〕	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設にあっては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 b) 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設にあっては、この限りではない。 c) 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。 d) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 e) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 f) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 g) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 h) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（次のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 i) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 j) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の1

00以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。

k) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

l) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が次表左欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の右欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

ダイオキシン類の濃度は煙突から排出されるもので、環境大臣が定めた方法により算出されたものをいう。

燃焼室の処理能力（1時間あたり）	ダイオキシン類の濃度
4 t 以上	0. 1 ng/m ³
2 t 以上 4 t 未満	1. 0 ng/m ³
2 t 未満	5. 0 ng/m ³

m) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

n) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

o) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

p) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備で熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合にあつては、この限りでない。

q) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

r) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1, 000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

s) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

t) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

・燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあつては、1, 100℃（PCB廃棄物処理施設のうち無害化処理に係る特例となるものは850℃以上））以上に保つこと。

・廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあつては、燃え殻を環境省令で定める基準（検液1ℓにつきPCB0.003mg以下）に適合させること。

・廃油（廃PCBを除く）焼却施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

⑤汚泥（PCB処理物であるものを除く）、廃油（廃PCB等を除く）、廃プラスチック類（PCB汚

《ガス化改質方式の施設》

・上記④p) からt) までの規定と同じ。

・投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。

・ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。

・改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

<p>染物及びPCB処理物であるものを除く)、その他の産業廃棄物の焼却施設〔ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 ・除去設備に流入する改質ガスの温度（ホのただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。 ・除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m³以下となるようにごみのガス化及び改質を行うこと。 ・除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ記録すること。 <p>《電気炉等を用いた施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記④l)、n)、o)、q)からt)までの規定と同じ。 ・廃棄物を焼却し、及び溶網を得るために必要な炉内温度を適正に保つこと。 ・廃棄物の焼却に伴い得られた溶網の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。 ・集じん器内に流入するガスの温度（ただし、集じん器内でガスの温度を速やかに冷却できる場合は、冷却後のガスの温度）を連続的に測定・記録すること。 ・炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。 ・排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。 ・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。 ・製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること。（ただし、集じん器内でガスの温度を速やかに冷却できる場合は除く。）
<p>⑥ 廃油の油水分離施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油（廃PCBを除く）焼却施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
<p>⑦ 廃酸又は廃アルカリの中和施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 ・廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。 ・廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
<p>⑧ 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 ・破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合には、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 成形設備にあっては、成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること等。 b) 冷却設備にあっては、冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること等。 c) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温を大きく上回らない程度であることを測定により確認・記録すること等。 d) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合には、c)の例による。 e) 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がc)の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。 f) 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定・記録すること。

	<p>g) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定・記録すること等。</p> <p>h) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合には、保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定・記録すること等。</p> <p>i) 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に7を乗じて得られる数量を越えて保管設備に保管するときは、圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること等。</p> <p>j) 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に7を乗じて得られる数量を越えて保管設備に保管するときは、圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講ずること等。</p> <p>k) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>l) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度その他の項目を測定・記録すること。</p>
<p>⑨ 金属等又はダイキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 ・汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。
<p>⑩ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 ・施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。 ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ・ばい焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。 ・ばい焼に当たっては、ばい焼温度を600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 ・ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。
<p>⑪ 廃水銀等の硫化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。 ・外気と遮断されていない反応設備にあっては、反応中は反応設備内を負圧に保つこと。 ・水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

<p>⑫汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 《高温熱分解方式の施設》 ・施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。 ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ・分解室の出口における炉温をおおむね900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。 ・熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 《酸化分解方式の施設》 ・分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 ・シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。 ・酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。
<p>⑬ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の熔融中に熔融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。 ・熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに1,500℃以上とし、これを保つこと。 ・熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、熔融処理に必要な滞留時間を調節すること。 ・熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される熔融炉内の温度を記録すること。（ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合を除く。） ・排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録すること。 ・熔融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。 ・排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 ・熔融炉が適正に稼働していることを確認するため、熔融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。 ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ・熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕を行う場合には、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 b) 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 c) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録すること。 d) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
<p>⑭ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 《脱塩素化分解方式の施設》 ・廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。 ・廃PCB等又はPCB処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。 ・反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・廃PCB等又はPCB処理物の処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあっては、放流水中のP

ＣＢ含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

《水熱酸化分解方式の施設》

- ・廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。
- ・反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- ・反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ・気液を分離した後の液体中に含まれるＰＣＢの量が試料１Ｌにつき０．０３ｍｇ以下になるように処理すること。
- ・処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のＰＣＢ含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

《還元熱化学分解方式の施設》

- ・廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
- ・反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- ・反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ・除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。
- ・除去設備内から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
- ・粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- ・除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が１ｍ³当たり０．１ｎｇ以下となるように処理すること。
- ・除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年１回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のＰＣＢ含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

《光分解方式の施設》

- ・廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
- ・光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。
- ・照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
- ・反応中の混合物の温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
- ・反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をＰＣＢ処理物として処理する場合は、この限りでない。
 - a) 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。
 - b) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - c) 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・処理により生じた廃油中のＰＣＢ含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のＰＣＢ含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

《プラズマ分解方式の施設》

- ・廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤と

	<p>して用いられるガスの供給量を調節すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。ハにおいて同じ。）に達した後、廃PCB等又はPCB処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。 ・プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。 ・プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。 ・除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。 ・粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。 ・除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1m³当たり0.1ng以下となるように処理すること。 ・除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ・生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 ・生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 ・廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
<p>⑮ PCB汚染物の分解施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 <p>《水熱酸化解方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応設備に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。 ・PCB汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。 ・反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。 ・反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が試料1Lにつき0.03mg以下になるように処理すること。 ・処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 <p>《還元熱化学分解方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応設備に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。 ・PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。 ・反応中は、PCBの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。 ・反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。 ・除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。 ・粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。 ・除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1m³当たり0.1ng以下となるように処理

すること。

- ・除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

《機械化学分解方式の施設》

- ・反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。
- ・PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
- ・反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- ・反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
- ・粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- ・除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

《熔融分解方式の施設》

- ・反応設備に投入するPCB汚染物を反応設備中の熔融補助剤が熔融した面に接するよう供給すること。
- ・PCB汚染物の数量及び性状に応じ、当該PCB汚染物が熔融した状態を保つために熔融補助剤の供給量を調節すること。
- ・反応中は、PCB汚染物の熔融及びPCBの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- ・反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ・除去設備内の生成ガス中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
- ・除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
- ・粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- ・除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1m³当たり0.1ng以下となるように処理すること。
- ・除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ・PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

<p>⑩ P C B 汚 染 物 又 は P C B 処 理 物 の 洗 浄 施 設 又 は 分 離 施 設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又は P C B の回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。 <p>《洗浄方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の P C B 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 <p>《分離方式の施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P C B 汚染物又は P C B 処理物の数量及び性状に応じ、分離設備における P C B の分離に必要な時間を調節すること。 ・ 分離設備内を P C B の分離に必要な温度及び圧力に保つこと。 ・ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・ 回収設備内を分離された P C B の回収に必要な温度に保つこと。 ・ 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ・ P C B の分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において、「回収液」という）の量を測定し、かつ、記録すること。 ・ P C B の分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。 ・ 排出した回収液の量及び当該回収液中の P C B 含有量を測定し、かつ、記録すること。 ・ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
--	--

(7) 最終処分場の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準

(最終処分基準省令第2条)

区分		遮断型処分場	安定型処分場	管理型処分場
		①指定有害廃棄物 (有害な産業廃棄物 又は有害な特別管理 産業廃棄物)	②廃プラスチック類、ゴム くず、金属くず、ガラス くず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、工作物 の新築・改築又は除去に 伴って生じたコンクリ ートの破片その他これ に類する不要物(一部の 産業廃棄物は除く)	③①及び②以外の産業廃棄物
構造 基準	共通	1 埋立地の地盤の地滑り、設備の沈下を防止するための措置を講ずること。 2 入口の見やすい箇所に産業廃棄物の最終処分場(遮断型最終処分場については有害な産業 廃棄物又は有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場)であることを表示する立札(産業廃棄 物の種類、処分の期間、管理者名、連絡先)その他の設備を設置すること。		
	個別	1 埋立地の周囲には、 みだりに人が立ち入 るのを防止するこ とができる囲いが設 けられていること。 2 埋立地は産業廃棄 物の投入のための開 口部を除き、次の要件 を備えた外周仕切設 備が設けられてい ること。 (1)日本工業規格A11 08(コンクリート圧 縮強度試験方法)に より測定した一軸圧縮 強度が $25\text{N}/\text{mm}^2$ 以上の 水密性を有する鉄筋コ ンクリートで造られ、 かつ、その厚さが35 cm以上であることと 又はこれと同等以上の遮 断の効力を有するこ と。 (2)自重、土圧、波力、 地震力等に対して構造 耐力上安全な要件を備 えていること。 (3)埋め立てた廃棄物 と接する面が遮水の効 力、腐敗防止の効力を 有する材料で十分に覆 われていること。	1 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することがで きる囲いが設けられていること。(閉鎖された埋立地を埋立処分 以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにする ことができる囲い、杭その他の設備を設ける。) 2 産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備で あり、次の要件を備えたもの(擁壁等)を設置する。 (1)自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全で あること。 (2)埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じ た有効な腐食防止のための措置を講ずること。	1 埋立地からの浸出液による公共の水域 及び地下水の汚染を防止するための次に 掲げる措置が講じられていること。 (1)廃棄物の保有水及び雨水等(保有水等) の埋立地からの浸出を防止することがで きる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等 以上の遮水効力を有する遮水工を設けるこ と。ただし、埋立地の側面又は底面に、不 透水性地層(厚さ5m以上、透水係数が $100\text{nm}/\text{s}$ ($=1\times 10^{-5}\text{cm}/\text{s}$)以下の地 層若しくはルジオン値1以下の岩盤又はこ れと同等以上の遮水の効力を有する地層)が ある部分については、この限りでない。 ①次のいずれかの要件を備えた遮水層を有 すること。ただし、基礎地盤の勾配が50% 以上であって、内部水位が達しない部分に ついては、基礎地盤に吹き付けられたモル タルの表面に遮水シート又はゴムアスファ ルトが敷設されている場合にはこの限りで ない。 a) 厚さ50cm以上、透水係数が $10\text{nm}/\text{s}$ ($=1\times 10^{-6}\text{cm}/\text{s}$)以下である 粘土その他の材料の層の表面に遮水シ ートが敷設されていること。

			<p>b) 厚さ5 cm 以上、透水係数が 1 nm/s ($= 1 \times 10^{-7} \text{ cm/s}$) 以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。</p> <p>c) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(二重の遮水シートの間に車両の走行などの衝撃により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止できる十分な厚さの不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。</p> <p>② 遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。</p> <p>③ 遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。</p> <p>(2) 埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。</p> <p>① 薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。</p> <p>② 厚さ50 cm 以上、透水係数が 10 nm/s ($= 1 \times 10^{-6} \text{ cm/s}$) 以下である壁が埋立地の周囲の不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>③ 鋼矢板(保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。)が埋立地の周囲に不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>④ (1)①から③に掲げる要件</p> <p>⑤ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠その他の地下水集排水設備を設けること。</p> <p>⑥ 保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合については、この限りではない。</p> <p>⑦ 保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。</p> <p>⑧ 保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。・最終処分基準省令別表第1に規定されている排水基準(BOD、COD、SSについては、それぞれ60、90、60 mg/L以下と排水基準を定める省令の排水基準により強化されている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第8条第2項第7号で規定する維持管理計画上の基準(環境影響評価等の結果に基づき、生活環境を守るためにより厳しい数値が設定された場合の基準) ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2 <p>2 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。</p>
--	--	--	---

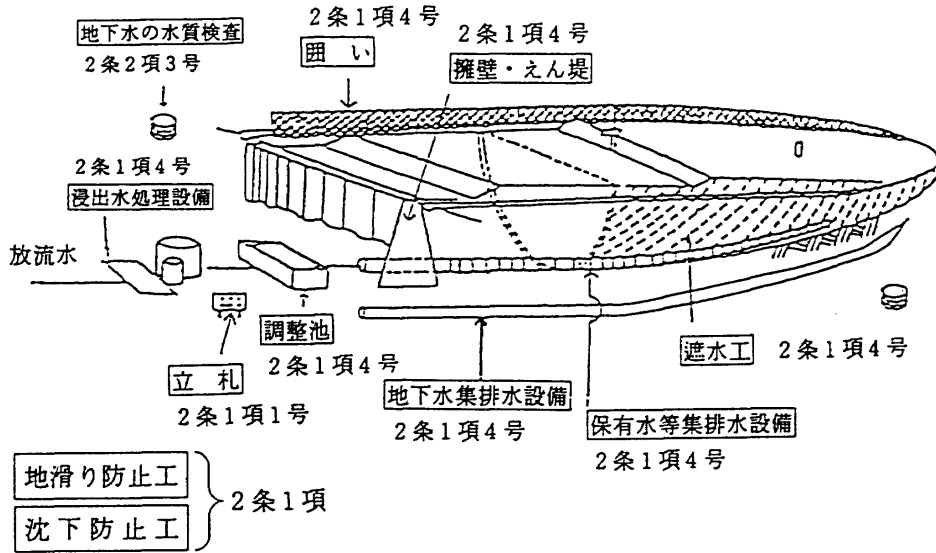
維持管理基準	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 2 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 3 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。 4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 5 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 6 最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①埋立開始前に地下水等の検査項目（技術基準省令別表第2）、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること（安定型処分場は地下水等の検査項目のみ）。 ②埋立開始前にダイオキシン類を測定・記録すること（管理型処分場のみ）。 ③埋立開始後、地下水等の検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録すること（ダイオキシン類は管理型処分場のみ）。 ④埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1か月に1回以上測定・記録すること。（安定型処分場は除く。） ⑤電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等の検査項目、ダイオキシン類についても測定・記録すること。（安定型処分場は除く。） 7 地下水等の検査項目、ダイオキシン類に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 8 埋め立てられた廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃水銀等を処分するために処理したもの、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、処分場の廃止までの間、保存すること。 （石綿含有産業廃棄物に関する部分は、安定型処分場及び管理型処分場のみ。廃水銀等を処分するために処理したもの及び廃石綿等に関する部分は、管理型処分場のみ。） 9 残余の容量について、1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 		
	個別	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 2 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。 3 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。 4 埋立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと）。 2 擁壁などを定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 3 遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。 4 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと）。 2 擁壁などを定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 3 遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。 4 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

	<p>5 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>6 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。</p> <p>7 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>3 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。</p> <p>4 浸透水について地下水等の検査項目を1年に1回以上、BOD又はCODを1か月に1回（埋立終了後は3か月に1回）以上、水質を測定・記録すること。</p> <p>5 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1)浸透水に係る地下水等の検査項目の水質検査の結果、基準に適合していない場合。</p> <p>(2)BOD 又は COD の水質検査の結果、BOD が 20 mg/L 又は COD が 40 mg/L を超えている場合。</p> <p>6 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね 50 cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>7 4 により閉鎖した埋立地については覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>5 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p> <p>6 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>7 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>(1)放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>(2)浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>(3)放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>①排水基準等に係る項目（②に規定する項目を除く。）、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録すること。</p> <p>②水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量について1か月に1回以上測定・記録すること（窒素については、最終処分基準省令別表第1の備考4に規定する場合に限る。）。</p>
--	--	---	--

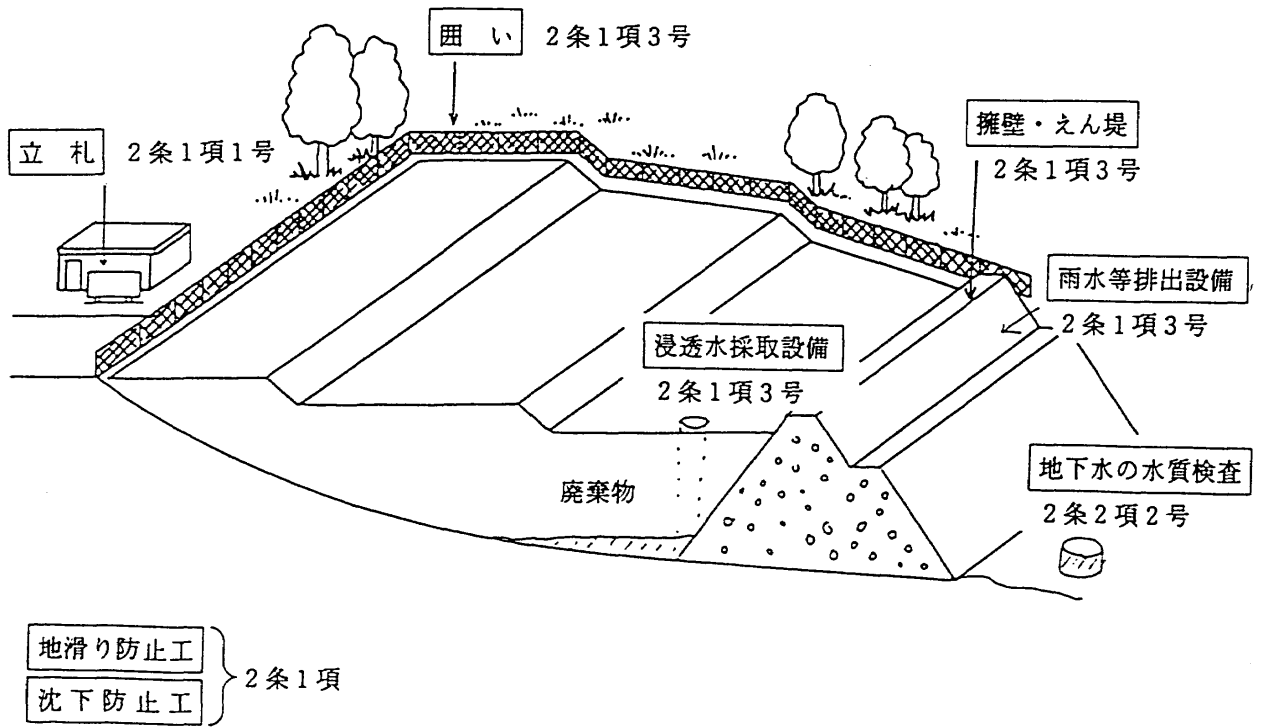
なお、規則第12条の7の6に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間に、埋立処分の終了後から施設の廃止に至るまでの間の維持管理に必要な費用を、維持管理積立金として積み立てる必要があります。

産業廃棄物最終処分場の区分と構造 (最終処分基準省令)

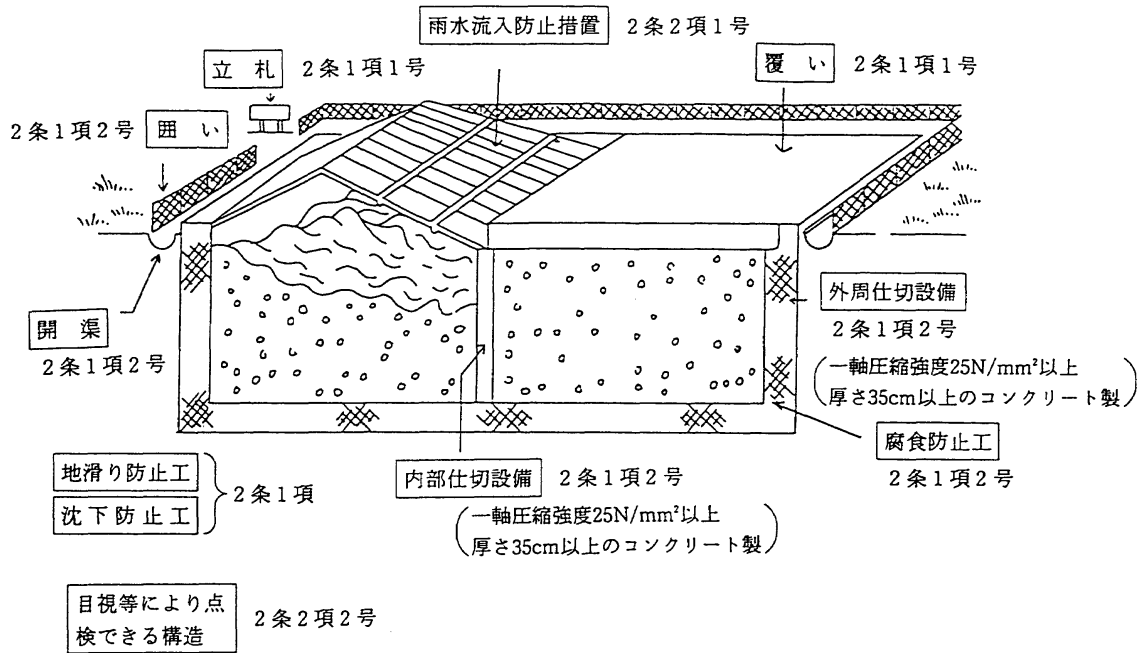
管理型産業廃棄物の最終処分場（及び一般廃棄物最終処分場）



安定型産業廃棄物の最終処分場



遮断型産業廃棄物の最終処分場



最終処分基準省令：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）

ミニ処分場等の埋立基準の明確化の概要について

平成16年の廃棄物処理法政令等の改正に伴い、平成17年4月1日から**ミニ処分場**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行前に設置された許可又は届出の対象となる規模要件に満たない廃棄物の最終処分場）及び**旧処分場**（廃棄物の最終処分場の設置に係る届出制が導入された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五二年政令第二五号）の施行前に設置された最終処分場）に関する措置の内容が明確化されました。

それまでは埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止のための措置を講じなければならないとされていましたが、以降は浸出液の水質検査を行い一定の基準に適合するなどの要件を満たさない場合は、次の必要な設備の設置が必要になっていますので御了知ください。

○ 既存のミニ処分場等で必要な措置

水質調査の実施等

埋立地からの浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。）の水質が最終処分基準省令及びBOD又はCODの基準に適合していないと、産業廃棄物の埋立処分を継続して行うことはできません。

①安定型産業廃棄物のみの埋立処分を行っている埋立地

基準値及び測定回数

項目	基準値	測定回数
BOD	20 mg/l	1回/月以上
COD	40 mg/l	1回/月以上
有害物質等 (最終処分基準省令別表第二に掲げる物質)	別表第二に掲げる濃度	1回/年以上

②過去に管理型産業廃棄物の埋立処分を行っており現在は安定型産業廃棄物のみの埋立処分を行っている埋立地

①の基準に適合することの他、規則第1条の7の4第1号ニに掲げる場合に該当することが必要です。

**基準に適合しない場合は、
下記措置が必要です。**

○ **必要な設備の設置**

①遮水工【規則第1条の7の3第1号等】

不透水性の材料を埋立地の側部及び底部に敷設する、又は不透水性の地層まで止水矢板を打ち込む等。

(ただし、当該規定と同等以上の遮水効力を有する地層がある場合を除く。)

②保有水等集排水設備【規則第1条の7の3第2号等】

管渠又は蛇籠を埋立地の底面に敷設する等。

(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地を除く。)

③浸出液処理設備【規則第1条の7の3第3号等】

保有水等の放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）（以下、「基準省令」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）（以下、「基準省令等」という。）に定める水質に適合させること等。

(ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を十分に貯留させることができる貯留槽が設けられ、かつ当該貯留槽から当該規定と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合、又は、埋立処分終了後の保有水等の水質が一定の条件を満たしている場合を除く。)

④開渠【規則第1条の7の3第4号】

地表水が埋立地内に流入することを防止すること。

○ **水質検査等の実施**

①放流水等の水質の維持【規則第1条の7の4第2号】

放流水の水質を基準省令等に定める基準値等に適合させること。

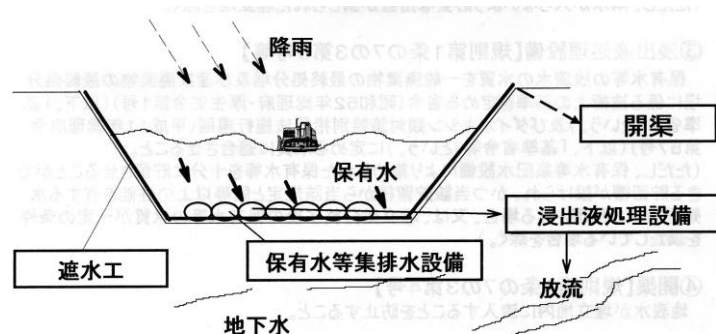
②周縁地下水の水質確認

周縁の地下水の水質について、基準省令に定める基準等に照らして水質の悪化や汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(ただし、水質悪化等の原因が当該埋立地以外にあることが明らかである場合を除く。)

上記の措置が講じられていないミニ処分場等においては、平成17年4月1日以降は廃棄物の埋立処分を継続して行うことはできません。

なお、埋立地の拡大や容量の増大等をされる場合には、施設許可が必要です。



(8) 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧・公表制度

(規則第12条の7の2、第12条の7の3、第12条の7の4、第12条の7の5)

1 趣旨

最終処分場や焼却施設等の設置等にあたり縦覧手続きを要する施設については、放流水や排ガス等により地域の生活環境に対して影響を与える可能性があることから、設置した施設の維持管理の透明性を確保して、その信頼性を高めるため、維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならないこととなっています。また、廃棄物処理施設に対する国民の不信感や不安感を払拭するため、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報にアクセスしやすくし、処理の安全性に関する理解を促進する必要があるため、維持管理の計画及び状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。

2 対象施設

最終処分場、焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、ポリ塩化ビフェニル汚染物等の分解・洗浄・分離施設

3 記録の閲覧

- 記録を備える期限：処分した日（測定結果の得られた日、点検を行った日又は措置を講じた日）を含む翌月末
- 記録を備える場所：施設の設置場所又は施設設置者の最寄の事務所
- 閲覧及び記録の保存期間：備えた日から3年間

4 記録事項

- 下表のとおり

5 維持管理に関する情報の公開

- 下表の記録事項に加え、「維持管理に関する計画」をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。
- 公表する期間：処分した日（測定結果の得られた日、点検を行った日又は措置を講じた日）を含む翌月末から3年間

施設	記録事項
焼却施設	① 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量 ② 燃焼室中（改質設備中、溶鋼炉内又は炉出口）の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス（又は改質ガス）の温度、煙突排ガス中のCO濃度、ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合には焼成炉中の温度 i 測定位置 ii 測定結果が得られた年月日 iii 測定結果 ③ 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去 i 除去年月日 ④ 排ガス（又は改質ガス）中のダイオキシン類濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るもの）測定 i 排ガス採取位置 ii 排ガス採取年月日 iii 測定結果の得られた年月日 iv 測定結果
廃水銀等の硫化施設	① 処分した産業廃棄物の各月ごとの数量
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	① 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量 ② 熔融炉内の温度 i 測定位置 ii 測定結果が得られた年月日 iii 測定結果（間接的に測定を行った場合にあっては、当該測定結果から推定される熔融炉内の温度） ③ 排ガス中の石綿濃度測定 i 排ガス採取位置 ii 排ガス採取年月日 iii 測定結果の得られた年月日 iv 測定結果 ④ 熔融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験 i 試料採取位置 ii 試料採取年月日 iii 試験結果の得られた年月日 iv 試験結果 ⑤ 排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去 i 除去年月日 ⑥ 集塵器にたい積した粉じんの除去 i 除去年月日

<p>ポリ塩化ビフェニル汚染物等の分解・洗浄・分離施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量 ② ポリ塩化ビフェニル汚染物等の分解・洗浄・分離施設の種類に応じた温度、圧力、ガスの供給量等 <ul style="list-style-type: none"> i 測定位置 ii 測定結果が得られた年月日 iii 測定結果 ③ ポリ塩化ビフェニル汚染物等の分解・洗浄・分離施設の種類に応じた処理に伴い生じた廃油及び排水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、pH、生成ガス中の主要成分等 <ul style="list-style-type: none"> i 排ガス採取位置 ii 排ガス採取年月日 iii 測定結果の得られた年月日 iv 測定結果 ④ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去 <ul style="list-style-type: none"> i 除去年月日 ⑤ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類濃度、粒子状物質濃度、塩化水素の濃度測定 <ul style="list-style-type: none"> i 生成ガス採取位置 ii 生成ガス採取年月日 iii 測定結果の得られた年月日 iv 測定結果
<p>最終処分場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 埋立した産業廃棄物の各月ごとの種類、数量 ② 擁壁等の点検（安定型、管理型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 損壊するおそれがあると認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ③ 搬入廃棄物の検査結果（安定型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 展開検査の各月ごとの実施回数 ii 検査の結果、不適合物が認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ④ 遮水工の点検（管理型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 遮水効果が低下するおそれと認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ⑤ 地下水等（浸透水、浸出液、放流水）の水質検査 <ul style="list-style-type: none"> i 採取場所 ii 採取年月日 iii 検査結果の得られた年月日 iv 検査結果 ⑥ 水質検査の結果、悪化が認められた場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> i 措置を講じた年月日 ii 講じた措置内容 ⑦ 調整池の点検等（管理型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 損壊のおそれがあると認められた場合に講じた措置内容とその年月日 ⑧ 浸出液処理設備の点検等（管理型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 異状が認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ⑨ 導水管等の点検等（管理型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 異状が認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ⑩ 残余の埋立容量 <ul style="list-style-type: none"> i 測定年月日及びその結果 ⑪ 外周仕切設備、内部仕切設備の点検等（遮断型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 異状が認められた場合、講じた措置内容とその年月日 ⑫ 閉鎖埋立地の覆いの点検等（遮断型のみ） <ul style="list-style-type: none"> i 点検年月日及びその結果 ii 覆いの破損又は保有水の浸出が認められた場合、講じた措置内容とその年月日

(9) 事故時の措置（法第21条の2）

次に掲げる施設の設置者は、当該施設の破損その他の事故が発生し、処理する産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちにその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければなりません。

- ① 産業廃棄物処理施設（法に基づき許可を要するもの）
- ② 産業廃棄物の処理施設（法に基づく許可を要しないもの）の内、次に該当する施設
 - ・焼却設備が設けられている処理施設であって、当該焼却設備の1時間当たりの処理能力（複

- 数の焼却施設が設けられている場合には、それらの合計)が50kg以上又は火床面積(複数の焼却施設が設けられている場合には、それらの合計)が0.5㎡以上のもの
- ・熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1トン以上のもの
 - ・廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1m³以上のもの

(10) 定期検査 (法第15条の2の2)

次に掲げる施設の設置者は、当該施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて、定期的(使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内)に検査を受けなければなりません。

- ① 焼却施設
- ② 廃水銀等の硫化施設
- ③ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ④ 廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設
- ⑤ 最終処分場

(11) 熱回収施設の認定制度 (法第15条の3の3)

産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定めるところにより、技術上の基準等に適合していることについて認定を受けることができます。

認定を受けた熱回収施設において産業廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物処理基準にかかわらず、以下の基準に従って処分を行うことができます。

なお、認定は5年ごとに更新を受ける必要があります。

- ① 産業廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することを義務付けないこと。
- ② 保管する産業廃棄物の数量が、当該処理施設の1日あたりの処理能力の21日分まで保管できること。(船舶を用いて運搬する場合や、定期検査中の保管は別途規定)

10 廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出

指定区域（廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして県知事が指定した区域）内において土地の形質を変更しようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに次の事項を記載した届出書（規則様式第三十五号）を県知事に提出しなければなりません。（法第15条の19）

届出事項	添付書類
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②土地の形質の変更を行う指定区域の所在地 ③土地の形質の変更の種類 ④土地の形質の変更の場所 ⑤土地の形質の変更の施行方法 ⑥土地の形質の変更の内容 ⑦地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） ⑧地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先 ⑨土地の形質の変更の着手予定日 ⑩土地の形質の変更の完了予定年月日	○土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書 ○土地の形質の変更の施行に係る工事計画書 ○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面 ○土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした指定区域の図面 ○埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面 ○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 ○石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面
（届出の例外） ○措置命令に基づき支障の除去を行う行為 ○通常の管理行為、軽易な行為 a) 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検 b) 次の要件を満たすもの ・盛土、掘削又は工作物の設置に伴って生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。 ・掘削又は工作物の設置により埋立終了した際に行った覆土の機能を損なわないものであること。 ○指定区域が指定された際既に着手していた行為（ただし、この者にあつては、指定の日から14日以内に県知事に上記①から⑩の事項を記載した書類及びすべての添付書類を県知事に提出する必要がある。なお、この場合、⑨は「着手日」、⑩は「完了予定年月日又は完了日」とそれぞれ読み替える。）	

また、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から14日以内に県知事に上記①から⑩の事項を記載した書類及びすべての添付書類を県知事に提出する必要がある。なお、この場合、⑨は着手日、⑩は完了日とそれぞれ読み替える。）

11 指導と行政処分

(1) 立入検査（法第19条）

この法の適正な運用を図るため本県の職員が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の排出事業者や処理業者の事業場等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件の検査等を実施しています。

(2) 文書指導

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分等が、政令で定める基準に適合しない方法で行われた場合、違反した事業者又は処理業者に対し、文書にてその改善を指導しています。

(3) 改善命令（法第15条の2の7、法第19条の3）

産業廃棄物処理施設の構造又は維持管理が技術上の基準に適合していない時等に施設設置者に対して改善命令を行う他、処理基準に適合しない違法な産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管、収集運搬、又は処分を行った事業者、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業者、処分業者に対しても、改善命令を行う場合があります。

(4) 措置命令（法第19条の5、法第19条の6）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境保全上支障が生じた場合、又は生ずるおそれがある場合、知事は違反した事業者、処理業者、あるいは不適正処理に関与した者等に対し、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を命ずることがあります。

●不適正処理に直接関与していない排出事業者に対する措置命令

次の場合には、排出事業者に対しても、支障の除去又は発生防止のために必要な措置を命じることがあります。

- ・委託基準に違反して処理を委託
- ・管理票に係る義務違反（不交付・不回付、未記載・虚偽記載、未保管等）
- ・排出事業者の責めに帰する事由がある場合（不適正処理等を知りつつ処理を委託、適正な処理料金を負担せずに委託など）

(5) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置（法第19条の8）

生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が命令の期限までにその措置を講じない場合などにおいて、知事は、自らその支障の除去等の措置を講ずることができ、当該措置に要した費用については、処分者等に負担させることができます。

(6) 土地の形質の変更に関する計画変更命令及び措置命令

(法第15条の19第4項、法第19条の11)

県知事は、指定区域内の土地の形質の変更届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更に係る施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることがあります。

また、指定区域内において、基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、土地の形質の変更をしたものに対して、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(7) 許可の取消し等 (法第14条の3、第14条の3の2、第14条の6、第15条の3)

知事は、上記の他、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業者、処分業者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為することを要求、依頼等を行ったとき、事業の要に供する施設又は事業者の能力が基準に適合しなくなったとき、許可条件に違反したとき、欠格要件に該当することになったときは、期間を定めてその事業や施設使用の停止を命ずること、又は、許可を取り消すことがあります。

(8) 報告の徴収 (法第18条)

この法の適正な運用を図るため、知事は、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対し、産業廃棄物の処理状況等について報告の徴収を行う場合があります。

不法投棄等の悪質な不適正処理については、
警察と連携を図り、厳正に対処します。

12 罰 則

法に違反した場合は、主に次のような罰則があります。

(産業廃棄物等＝産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)

※「条文」欄の()内は有害使用済機器の保管又は処分に関する違反規定

違反事項	条 文	違 反 の 内 容	罰則の内容
無許可営業	法第14条第1項 第6項 法第14条の4第1項 第6項	許可を受けないで、産業廃棄物等の収集運搬、処分を業として行ったこと。	5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科(法第25条)
無許可変更	法第14条の2第1項 法第14条の5第1項	産業廃棄物等の収集運搬、処分業者が、許可を受けないで事業の範囲を変更したこと。	
事業停止命令(業に係るもの)、措置命令違反	法第14条の3 法第14条の6 法第19条の5第1項 (法第17条の2第3項) 法第19条の6第1項	産業廃棄物等の収集運搬、処分の事業停止命令等に従わず業を行ったこと。 措置命令に従わず必要な措置を講じなかったこと。	
委託基準違反	法第12条第5項 法第12条の2第5項	無許可業者等へ産業廃棄物等の処理を委託したこと。	
名義貸しの禁止違反	法第14条の3の3 法第14条の7	産業廃棄物等の収集運搬業者又は処分業者が、自己の名義を貸して、他人に収集運搬又は処分を業として行わせたこと。	
処理施設無許可設置	法第15条第1項	許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を設置したこと。	
処理施設の構造、規模等の無許可変更違反	法第15条の2の6第1項	許可を受けないで、産業廃棄物処理施設の構造、規模等を変更したこと。	
廃棄物の輸出禁止違反(未遂を含む)	法第15条の4の7第1項	産業廃棄物等を輸出する際に、環境大臣の確認を受けなかったこと。(未遂を含む。)	
受託禁止違反	法第14条第15項 法第14条の4第15項	許可等を受けないで、産業廃棄物等の収集運搬、処分を受託したこと。	
廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む。)	法第16条	廃棄物を、みだりに捨てたこと。(未遂を含む。)	
廃棄物の焼却禁止違反(未遂を含む。)	法第16条の2	廃棄物を、法に定められた方法以外の方法で焼却したこと。(未遂を含む。)	
指定有害廃棄物処理禁止違反	法第16条の3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従わずに処理したこと。	
委託基準違反、再委託禁止違反	法第12条第6項 法第12条の2第6項 法第14条第16項 法第14条の4第16項	産業廃棄物等の収集運搬、処分の委託にあたって、基準に適合しない委託を行ったこと。 産業廃棄物等の処分等の委託を受けたものが、他人に処分等を委託したこと。又は、再委託基準に従わずに委託したこと。	
処理施設に係る改善命令、停止命令違反 改善命令違反	法第15条の2の7 法第19条の3 (法第17条の2第3項)	産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わずに使用したこと。 改善命令に従わず、必要な措置を講じなかったこと。	
処理施設の譲受け、借受け違反	法第15条の4	許可を受けないで産業廃棄物処理施設の譲受け、借受けを行ったこと。	
国外廃棄物の輸入禁止違反	法第15条の4の5第1項	廃棄物を輸入する際に、環境大臣の許可を受けなかったこと。	

輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項	廃棄物の輸入許可に付せられた条件に違反したこと。	
犯罪目的の廃棄物の収集運搬違反	法第16条 法第16条の2	不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬をしたこと。	
廃棄物の輸出禁止違反	法第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けずに廃棄物の輸出をする目的で、その予備をしたこと。	2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金又は併科（法第27条）
管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	法第12条の3第1項 法第15条の4の7第2項	産業廃棄物管理票（以下この欄において「管理票」という。）を交付せず、又は必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしたこと。	1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（法第27条の2）
管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	法第12条の3第3項前段 第4項 第5項 法第12条の5第6項	運搬受託者又は処分受託者が管理票の写しを交付者に送付しない、又は必要な事項を記載しない、あるいは虚偽の記載をしたこと。	
管理票回付義務違反	法第12条の3第3項後段	運搬受託者が管理票を処分委託者に回付しなかったこと。	
管理票（写し）保存義務違反	法第12条の3第2項 第6項 第9項 第10項	管理票又はその写しを5年間保存しなかったこと。	
虚偽の管理票交付	法第12条の4第1項	産業廃棄物処理業者が、受託していないにもかかわらず虚偽の記載をして管理票を交付したこと。	
管理票不交付の廃棄物引受	法第12条の4第2項	管理票の交付を受けないで、産業廃棄物等の引渡しを受けたこと。	
管理票写しの送付行為に関する違反	法第12条の4第3項 法第12条の4第4項	産業廃棄物処理業者が、受託した産業廃棄物等の処理を終了していないにもかかわらず管理票の写しを送付したこと。また、中間処理産業廃棄物等について、最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず管理票の写しを送付したこと。	
電子管理票虚偽登録	法第12条の5第1項 第2項 法第15条の4の7第2項	排出事業者が電子管理票を登録する場合において、虚偽の登録をしたこと。	
電子管理票報告義務違反、虚偽報告	法第12条の5第3項 第4項	運搬又は処分受託者が情報管理センターに報告をしない、あるいは虚偽の報告をしたこと。	
管理票に関する義務違反に係る勧告についての命令違反	法第12条の6第3項	管理票に関する義務違反による勧告に係る命令に違反したこと。	
秘密保持義務違反	法第13条の7	情報処理センターの職員等が業務に関して知り得た秘密を漏らすこと。	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第28条）
土地形質の変更の計画変更命令、措置命令違反	法第15条の19第4項 法第19条の11第1項	計画変更命令又は措置命令に従わず、必要な措置を講じなかったこと。	
届出義務違反	法第12条第3項 法第12条の2第3項 法第14条の2第3項 法第14条の5第3項 法第15条の2の6第3項	事業者が、事業活動に伴い産業廃棄物等を生ずる事業場の外に、自ら産業廃棄物の保管を行おうとするときに届出をしなかったこと。 欠格要件に該当するに至った旨の届出をせず、又は虚偽の届出を行ったこと。	6ヵ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（法第29条）

処理施設使用開始前の受検義務違反	法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項	新たに設置又は構造等の変更をした産業廃棄物処理施設を、検査を受けずに使用したこと。	
処理困難時の通知義務違反	法第14条第13項 法第14条の2第4項 法第14条の3の2第3項 法第14条の4第13項 法第14条の5第4項 法第14条の6	適正処理困難時において通知せず、又は虚偽の通知をしたこと。	
処理困難通知の保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の2第5項 法第14条の3の2第4項 法第14条の4第14項 法第14条の5第5項 法第14条の6	適正処理困難時の通知を保存しなかったこと。	
土地形質の変更等届出義務違反	法第15条の19第1項	指定区域内の土地の形質変更について、30日前までに届出をせず、又は虚偽の届出を行ったこと。	
事故時の措置命令違反	法第21条の2第2項	特定施設の事故時に必要な応急の措置を講じなかった者に対する措置命令に従わなかったこと。	
帳簿備付け、記載、帳簿保管義務違反	法第12条第13項 法第12条の2第14項 法第14条第17項 法第14条の4第18項	産業廃棄物処理施設の設置者、特別管理産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物等の収集運搬業者、処分業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたこと。又は保存しなかったこと。	30万円以下の罰金 (法第30条)
産業廃棄物処理業の廃止、住所変更等の届出義務違反	法第14条の2第3項 法第14条の5第3項	産業廃棄物等の収集運搬業者、処分業者が事業の廃止又は一部廃止、住所変更等の届出を行わなかったこと。又は虚偽の届出を行ったこと。	
産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の変更等、最終処分場の埋立終了、許可施設の相続の届出義務違反	法第15条の2の6第3項 法第15条の4	産業廃棄物処理施設の軽微な変更、廃止、休止、再開、埋立の終了、相続を行ったにもかかわらず、届出を行わなかったこと。又は虚偽の届出を行ったこと。	
定期検査拒否、妨害、忌避	法第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設設置者が、処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。	
維持管理事項記録及び閲覧義務違反	法第15条の2の4 法第15条の4の4第3項	産業廃棄物処理施設設置者が、維持管理に関し帳簿を整え、環境省令で定める事項を記載しないか虚偽の記録をした、又は記録を備えなかったこと。閲覧させないこと。	
産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	法第12条第8項 法第12条の2第8項	事業者が産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなかったこと。	
有害使用済機器の保管及び処分の業の届出義務違反	(法第17条の2第1項)	届出をせず、有害使用済機器の保管又は処分を業として行ったこと。	
報告義務違反	法第18条第1項 第2項	知事が産業廃棄物等の処理等について、報告を求めたにもかかわらず報告をしないか、又は虚偽の報告を行ったこと。 産業廃棄物の再生利用に係る特例による認定業者が、報告を求められたにもかかわらず、産業廃棄物等の輸出、輸入に関する報告をせず又は虚偽の報告を行ったこと。	

立入検査拒否、妨害、忌避	法第19条第1項 (法第17条の2第3項) 法第19条第2項	県等職員の立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。	
技術管理者設置義務違反	法第21条第1項	産業廃棄物処理施設の設置者が技術管理者を設置しなかったこと。	
保管場所の届出義務違反	法第12条第4項 法第12条の2第4項	事業所の外における保管場所の届出を行わなかったこと、又は虚偽の届出を行ったこと。	20万円以下の過料（法第33条）
土地形質の変更届出義務違反	法第15条の19第2項 法第15条の19第3項	既土地形質変更着手者又は非常災害による応急措置のための土地形質変更着手届出者が届出をしなかったこと又は虚偽の届出を行ったこと	
廃棄物処理計画届出又は実施状況報告義務違反	法第12条第9項 法第12条の2第10項 法第12条第10項 法第12条の2第11項	多量排出事業者が、処理計画の提出又は実施状況報告を行わなかったこと、あるいは虚偽の提出又は報告をしたこと。	
登録廃棄物再生事業者の称号使用禁止違反	法第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いたこと	10万円以下の過料（法第34条）

(注) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又はその人の業務に関して不法投棄、不法焼却(いずれも未遂を含む。)等、違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対してもその違反事項に応じた罰金刑が科せられます。(法第32条)

<参考> 不法投棄、不法焼却(いずれも未遂を含む)の場合の法人の罰金：3億円以下

人の罰金：1千万円以下

(参考) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

産業廃棄物の委託処理には、マニフェストの交付が義務づけられています

事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、委託した内容どおりに産業廃棄物が処理されたかどうかを確認するために、廃棄物処理法第12条の3の規定による産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付又は法第12条の5の規定による電子情報処理組織の利用（電子マニフェストの登録）が義務付けられています。ただし、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者（電子情報処理組織使用義務者）は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されています。また、紙マニフェストと電子マニフェストを総称してマニフェストと呼んでいます。

産業廃棄物の処理を他人に委託する事業者は、委託する産業廃棄物の量の多少を問わず産業廃棄物の種類毎、運搬先（処分事業場）毎にマニフェストを交付しなければなりません。

なお、マニフェストは、廃棄物の処理の流れを把握するための手段であるため、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うことが必要です。

以下に、電子マニフェスト及び紙マニフェストの交付例を示します。

・ マニフェスト記載事項（排出事業者）

対象	記載事項	
	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	(規則第8条の32)	(規則第8条の21)
	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類及び数量 運搬又は処分受託者の氏名又は名称及び住所 引渡し年月日、登録年月日及び登録番号 氏名又は名称及び住所 排出事業場の名称及び所在地 産業廃棄物の引渡し担当者の氏名 運搬先の事業場の名称及び所在地 運搬受託者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地 産業廃棄物の荷姿 最終処分を行う場所の所在地 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託する場合（委託者が電子情報処理組織を使用する者でない場合）にあつては、交付又は回付された産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託する場合（委託者が電子情報処理組織を使用する者でない場合を除く）にあつては、産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類及び数量 運搬又は処分受託者の氏名又は名称及び住所 紙マニフェストの交付年月日、交付番号 氏名又は名称及び住所 排出事業場の名称及び所在地 紙マニフェストの交付担当者の氏名 運搬先の事業場の名称及び所在地 運搬受託者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地 産業廃棄物の荷姿 最終処分を行う場所の所在地 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託する場合（委託者が電子情報処理組織を使用する者である場合を除く）にあつては、交付又は回付された産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託する場合（委託者が電子情報処理組織を使用する者である場合）にあつては、産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

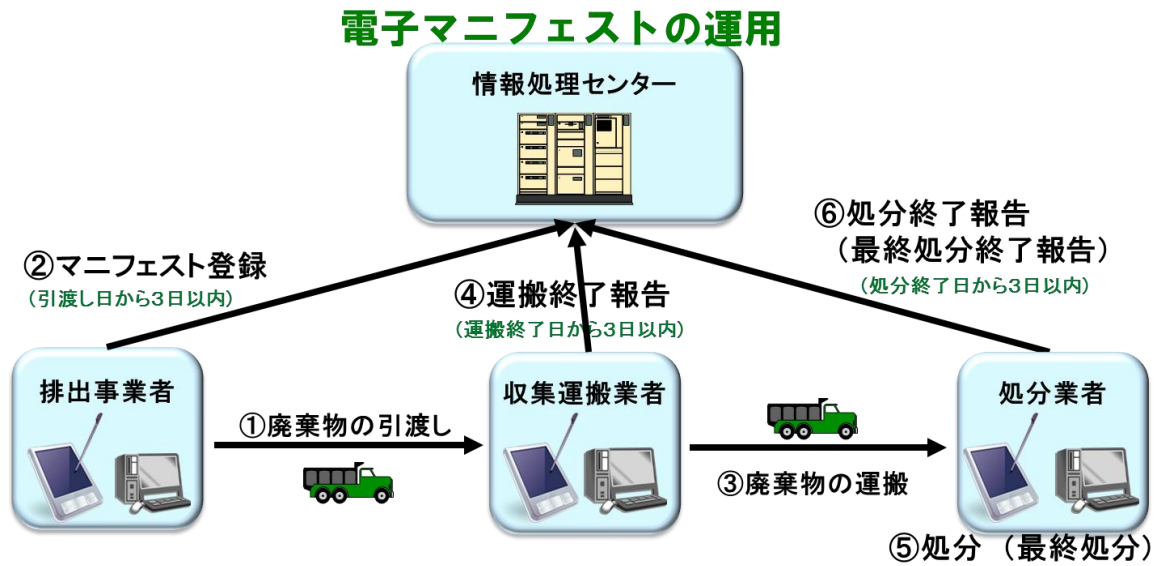
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量 ・電子情報処理組織使用義務者が、電気通信回線の故障、天災等のやむを得ない理由により、情報処理センターに登録することが困難な場合に、紙マニフェストを交付した際にはその理由
--	--

・マニフェスト記載事項（運搬又は処分受託者）

対象	記載事項	
	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬受託者	（規則第8条の33）	（規則第8条の22）
	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 ・積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、その拾集量 ・当該産業廃棄物にかかる登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 ・積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、その拾集量
処分受託者	（規則第8条の33）	（規則第8条の24）
	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日（再生の場合には、再生されたものが売却された年月日ではなく、中間処理された産業廃棄物が客観的に有償売却できる性状のものとなった年月日） ・当該処分が最終処分の場合には、上記事項に加え最終処分を行った場所の所在地 ・最終処分を行った場所の所在地、最終処分終了年月日及び登録番号（中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託した場合で、そのすべてが完了した旨のが記載された管理票の写しの送付を受けた時点若しくは電子情報処理組織による最終処分が終了した旨の通知を受けた時点） ・当該産業廃棄物にかかる登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日（再生の場合には、再生されたものが売却された年月日ではなく、中間処理された産業廃棄物が客観的に有償売却できる性状のものとなった年月日） ・当該処分が最終処分の場合には、上記事項に加え最終処分を行った場所の所在地 ・最終処分を行った場所の所在地及び最終処分終了年月日（中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託した場合で、そのすべてが完了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた時点）

・ マニフェスト交付の流れ

＜電子マニフェスト＞



＜紙マニフェスト＞

以下は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行のものを参考に掲載していますが、建設系廃棄物には建設六団体副産物対策協議会発行の「建設系廃棄物マニフェスト」もあります。

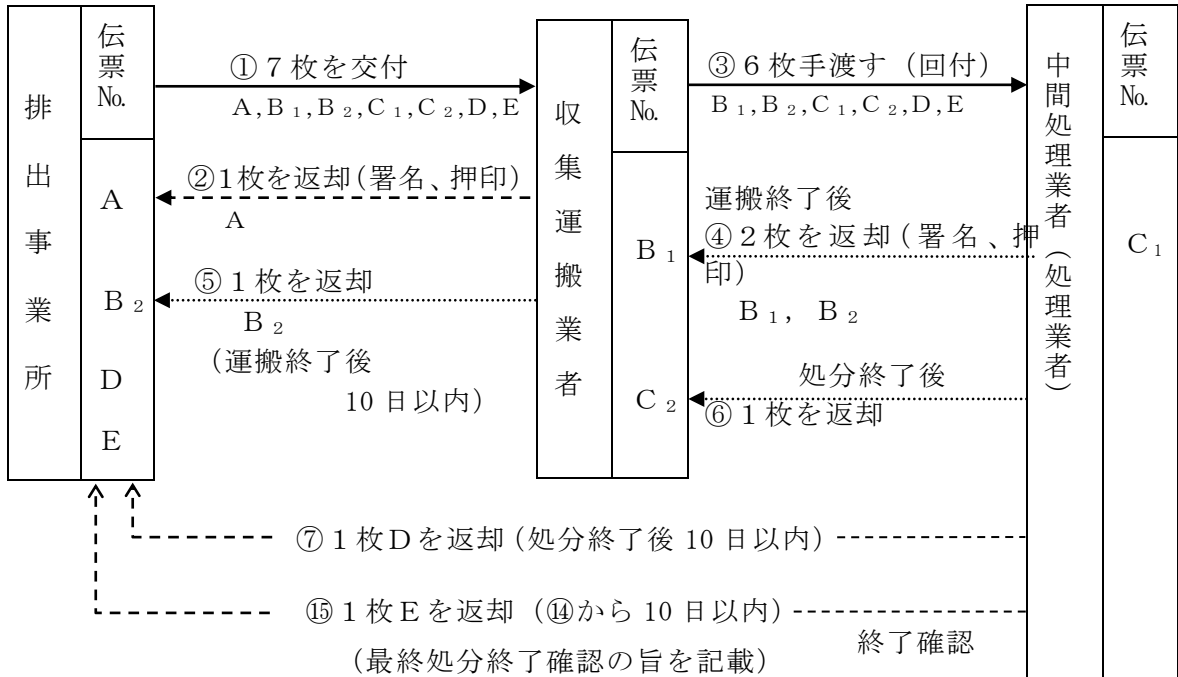
(紙マニフェストの販売元は、124ページを参照ください。)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

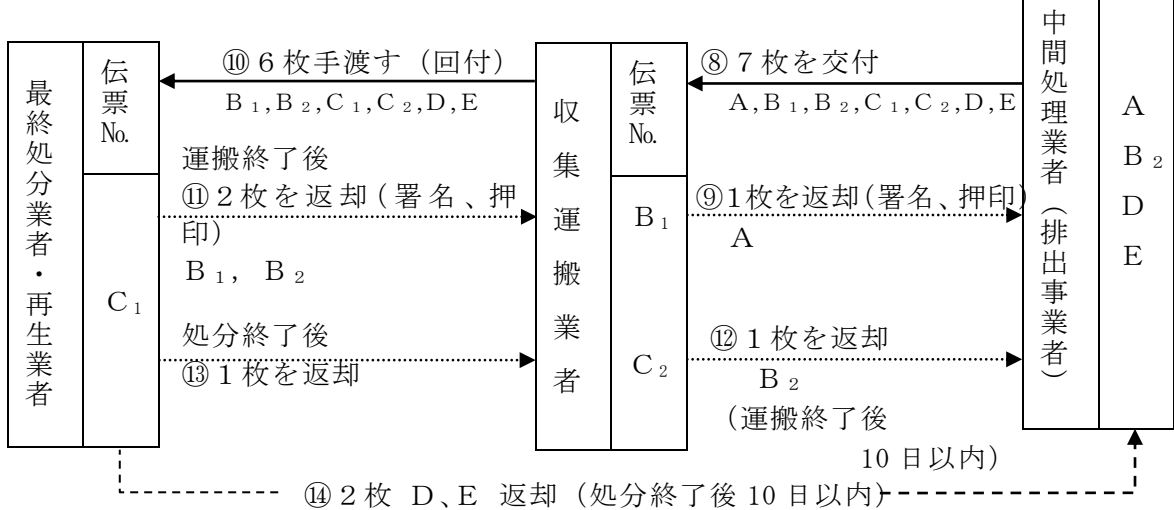
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20639595605	管理番号		交付担当者	氏名	
事 (排出者)	氏名又は名称			事 (排出事業者)		名称		
	住所 平	電話番号		所在地 平	電話番号			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/>	種類 (普通産業廃棄物)	<input type="checkbox"/>	種類 (特別管理産業廃棄物)	数量 (及び単位)	備考		
	<input type="checkbox"/>	0100 燃えがら	<input type="checkbox"/>	1200 金属くず	<input type="checkbox"/>	7000 引火性廃油	7424 燃えがら (有害)	
	<input type="checkbox"/>	0200 汚泥	<input type="checkbox"/>	1300 プラスチック類	<input type="checkbox"/>	7010 引火性廃油(有害)	7425 廃油 (有害)	
	<input type="checkbox"/>	0300 廃油	<input type="checkbox"/>	1400 紙くず	<input type="checkbox"/>	7100 強酸	7426 汚泥 (有害)	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/>	0400 廃酸	<input type="checkbox"/>	1500 がれき類	<input type="checkbox"/>	7110 強酸 (有害)	7427 廃酸 (有害)	
	<input type="checkbox"/>	0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/>	1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/>	7200 強アルカリ	7428 廃アルカリ (有害)	有害物質等
	<input type="checkbox"/>	0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/>	1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/>	7210 強アルカリ (有害)	7429 ばいじん (有害)	処分方法
	<input type="checkbox"/>	0700 紙くず	<input type="checkbox"/>	1800 ばいじん	<input type="checkbox"/>	7300 感染性廃棄物	7430 13号廃棄物 (有害)	
	<input type="checkbox"/>	0800 木くず	<input type="checkbox"/>	1900 13号産業廃棄物	<input type="checkbox"/>	7410 PCB等		備考・通信欄
	<input type="checkbox"/>	0900 繊維くず	<input type="checkbox"/>	2000 動物5部若くは骨	<input type="checkbox"/>	7421 廃石綿等		
<input type="checkbox"/>	1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	2100 動物5部若くは骨	<input type="checkbox"/>	7422 指定下水汚泥			
<input type="checkbox"/>	1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	2200 紙くず (有害)	<input type="checkbox"/>	7423 紙くず (有害)			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)							
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり							
最終処分場所	名称/所在地/電話番号							
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり							
運搬委託者	氏名又は名称			運搬業者 (処分委託者)		名称		
	住所 平	電話番号		所在地 平	電話番号			
処分委託者	氏名又は名称			積又は保管		名称		
	住所 平	電話番号		所在地 平	電話番号			
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬業者の氏名)			受領印	運 搬 期 間	数量 (及び単位)		
					開始年月日	平成 年 月 日	有害物数量	
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分業者の氏名)			受領印	処 分 期 間	最終処分		
					開始年月日	平成 年 月 日	数量 (及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所には委託契約書記載の番号)							
発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会								
R100								
照会確認								
B 平成 年 月 日								
D 平成 年 月 日								
E 平成 年 月 日								

紙マニフェスト伝票の流れ（7枚（直行用）伝票・産業廃棄物）

《1次マニフェスト》



《2次マニフェスト》



参考：産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載要領(直行用)

1 基本的事項

- (1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚複写である。
- (2) E票の裏面には交付番号のバーコード(NW-7規格)を付してある。
- (3) 記載には日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- (4) 余白には斜線を引くこと。
- (5) 事業者(排出者)は、廃棄物の種類ごと及び行き先(処分事業場)ごとにマニフェストを交付すること。
- (6) マニフェストは、廃棄物の処理の流れを把握するためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。
- (7) 運搬受託者(運搬業者)は、運搬を終了した日から10日以内に、B2票を事業者(排出者)に送付すること。
- (8) 処分受託者(処分業者)は、処分が終了した日から10日以内に、事業者(排出者)にD票を、運搬受託者にC2票を送付すること。
- (9) E票の送付
 - ア 処分受託者が中間処理産業廃棄物を排出し、その処分を委託した場合には、その最終処分を確認した日から10日以内にE票を事業者(排出者)に送付すること。
 - イ 処分受託者が最終処分を行った場合には、処分を行ってから10日以内にE票を事業者(排出者)に送付すること。
- (10) 事業者(排出者)は、マニフェスト交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内にB2票及びD票の送付を受けないとき、又はマニフェスト交付の日から180日以内にE票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、法律に定められた適切な措置を講ずること。
- (11) マニフェストの保存
 - ア 事業者(排出者)は、交付したA票の写しを交付した日から5年間保存するとともに、運搬受託者及び処分受託者から送付されるB2、D、E票を送付を受けた日から5年間保存すること。
 - イ 運搬受託者は、処分受託者から送付されるC2票を送付を受けた日から5年間保存すること。
 - ウ 処分受託者は、C2、D、E票のいずれもの送付の日から、5年間C1票を保存すること。

2 記載事項

(1) 交付年月日欄

- ア 交付年月日欄には、廃棄物を運搬受託者又は処分受託者に引き渡す日付を記入する。
- イ 交付番号欄には、公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行のすべてのマニフェストについて同一のものが存在しない一連番号があらかじめ付されている。11桁の数字のうち上10桁が有効な一連番号であり、下1桁は、7DR法で求められるチェックディジットである。チェックディジットは、コンピュータへのキー入力等におけるエラー検出に利用できる。
- ウ 整理番号欄には、必要に応じて事業者(排出者)がマニフェストを管理するためにつける整理番号を記入する。
- エ 交付担当者欄には、マニフェストの交付担当者の氏名を記入する。

(2) 事業者(排出者)欄

事業者(排出者)の氏名又は名称、住所、電話番号、事業場の名称、所在地及び電話番号を記入する。事業場は廃棄物の排出場所とする。

(3) 産業廃棄物欄

ア 産業廃棄物の種類欄

「普通の産業廃棄物」もしくは「特別管理産業廃棄物」の該当する一方にチェックマーク(✓印)をつけ、さらに廃棄物の種類のあてはまるものにチェックマークをつける。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する場合には、その旨を記入する。それぞれの廃棄物の種類に付記してあるコード番号は、電子マニフェストと共通の産業廃棄物分類コードである。

イ 数量及び単位欄

廃棄物の重量または体積をトン(t)、キログラム(kg)または立方メートル(m³)、リットル(l)等の単位とともに記入する。

ウ 荷姿欄

バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記入する。

エ 産業廃棄物の名称欄

廃棄物の具体的な名称を記入する(例示……農業ビニル、苛性ソーダ廃液、廃タイヤ、廃冷凍庫等)。

オ 有害物質等欄

廃棄物が有害物質を含む場合にその有害物質名を記入する。

カ 処分方法欄

「焼却」、「破碎」、「安定型埋立」、「管理型埋立」等の処分方法を記入する。

キ 備考・通信欄

取扱上の注意事項等を記入する。

(4) 中間処理産業廃棄物欄

中間処理業者が、その処理残さを委託処理する際に記入する欄であり、それ以外の場合は記入不要。中間処理残さの由来する、もとの廃棄物のマニフェストの交付者氏名又は名称及び交付番号を記入する。

(5) 最終処分の場所欄

当該廃棄物又は、それを中間処理して発生する残さを最終処分する予定の場所を記入する。ここでいう最終処分とは、中間処理と再資源化のうち中間処理残さを発生しないもの、及び埋立処分である。

(6) 運搬受託者欄

ア 実際に廃棄物の運搬を実行する運搬業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入する。

イ 運搬先の事業場欄には、処分事業場(処分施設)の名称、所在地及び電話番号を記入する。

(7) 処分受託者欄

実際に廃棄物の処分を実行する処分業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入する。

(8) 運搬の受託欄

ア A票の運搬の受託欄(受託者の氏名又は名称)は、運搬を受託した者が廃棄物の引き渡しを受けたときに、氏名又は名称を記入する。(運搬担当者の氏名)は、運搬を受託した担当者の氏名を記入する。また、この際、受領印欄には社印を押印することが望ましい。

イ B1票の運搬終了年月日欄には、運搬を終了した時点で、運搬受託者がその日付を記入する。

ウ 有価物拾集欄には、運搬の途中での有価物回収量を単位とともに記入する。

(9) 処分の受託欄

ア B1票の処分の受託欄(受託者の氏名又は名称)は、実際に廃棄物の処分を実行する処分受託者が廃棄物の引き渡しを受けたときに、氏名又は名称を記入する。(処分担当者の氏名)は、処分を受託した担当者の氏名を記入する。また、この際、受領印欄には社印を押印することが望ましい。

イ C1票の処分終了年月日欄には、処分を終了した時点で、処分受託者がその日付を記入

する。

ウ C 1 票の最終処分終了年月日欄には、(5)にいう最終処分を行った者においては処分終了日を、中間処理産業廃棄物を委託処理した中間処理業者においては、その中間処理産業廃棄物が最終処分された日を処分委託先から送付されたE票で確認し記入する。

(10)最終処分を行った場所欄

C 1 票の最終処分を行った場所欄には、(5)にいう最終処分を行った者においてはその処分場を、中間処理産業廃棄物を委託処理した中間処理業者においては、その中間処理産業廃棄物の処分を行った処分場を処分委託先から送付されたE票で確認し記入する。

(11)照合確認欄

事業者（排出者）は、B 2，D，E票の送付を受けたときに、それぞれA票と照合確認した上で、A票の照合確認欄に日付を記入する。

(参考) 産業廃棄物処理委託標準契約書

標準様式 1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
収集運搬業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の収集・運搬に
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類	_____	_____	_____
数量	_____	_____	_____
単価	_____	_____	_____

3.（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名：_____（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

事業場の名称：_____

所在地：_____

4.（積替保管）（注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること）

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - キ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ク その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物において、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること）

- ①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日 甲
乙

産業廃棄物処分委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、処分業者：
（以下「乙」という。）は、甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	：	_____	_____	_____
数量	：	_____	_____	_____
単価	：	_____	_____	_____

3.（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	：	_____
所在地	：	_____
処分の方法	：	_____
施設の処理能力	：	_____

4.（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5.（搬入業者）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名：_____

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所：_____

許可都道府県・政令市：_____ 許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____ 許可の有効期限：_____

事業の範囲：_____ 事業の範囲：_____

許可の条件：_____ 許可の条件：_____

許可番号：_____ 許可番号：_____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ク その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる

旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること）

①この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日 甲

乙

(参考) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物

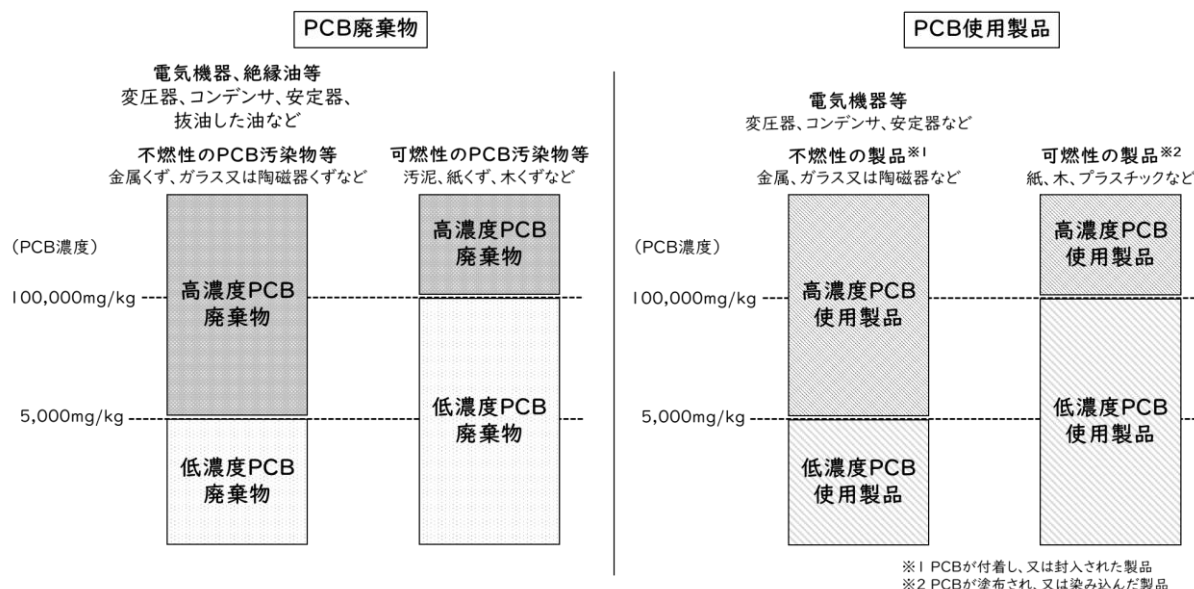
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」は、平成13年7月15日から施行され、平成28年8月1日に大幅な改正がされています。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」及び、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下、「産廃条例」という。）」により、その取扱い等について様々な規制が課せられています。また、廃棄される前のPCB使用製品もPCB特別措置法及び電気事業法関係省令等により、同様に様々な規制が課せられています。

1 PCB廃棄物及びPCB使用製品の分類について

PCB廃棄物は、廃棄物の種類及びPCB濃度によって、以下のとおり高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

PCB使用製品も同様に、製品の種類及びPCB濃度によって、以下のとおり高濃度PCB使用製品と低濃度PCB使用製品に分類されます。



2 PCB廃棄物の処理及び保管について

PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB特別措置法に定められた処分期間内（令和9年3月31日まで）にPCB廃棄物を自ら処理するか、若しくは処理を他人に委託しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物の処理は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という。）で行われますが、三重県内の高濃度PCB廃棄物を処理するJESCO（豊田事業所、北九州事業所及び北海道事業所）における処理の受付は終了しました。高濃度PCB廃棄物を保管している事業者は、今後処理を行うまで適切に保管してください。

三重県内のPCB廃棄物の処理体制

PCB 廃棄物の種類		処理先	処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	トランス・コンデンサ	JESCO 豊田、北海道事業所	終了
	安定器・汚染物等	JESCO 北九州、北海道事業所	
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定施設等	令和 8 年度末まで

PCB 廃棄物の保管にあたっては、特別管理産業廃棄物の保管基準（**廃棄物処理法第 12 条の 2 第 2 項**）を遵守して、環境汚染のないように適切に保管しなければなりません。また、保管事業場毎に廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（**廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項**）しなければなりません。（使用を停止した PCB 使用製品は PCB 廃棄物となるため、保管基準を遵守して適切に保管する必要があります。）

3 報告

(1) PCB 廃棄物を保管している事業者は、毎年度 6 月 30 日までに前年度における PCB 廃棄物の保管及び処理の状況に関する届出を最寄りの地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出しなければなりません。（**PCB 特別措置法第 8 条第 1 項**）

また、高濃度 PCB 廃棄物を新たに保管することとなった場合は、速やかにその旨を最寄りの地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ報告してください。

(2) PCB 廃棄物を保管している事業者に相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、保管事業者の地位を承継するものとされています。保管事業者の地位を承継した相続人又は法人は、その承継のあった日から 30 日以内に、その旨の届出を最寄りの地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出しなければなりません。（**PCB 特別措置法第 16 条第 2 項**）

4 保管の場所の変更の制限

高濃度 PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法施行規則で定める場合を除き保管の場所を変更してはならないこととされています。（**PCB 特別措置法第 8 条第 2 項**）

なお、PCB 廃棄物の保管の場所を変更するとき（高濃度 PCB 廃棄物は PCB 特別措置法施行規則で定める場合のみ）は、変更後 10 日以内にその旨の届出を最寄りの地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出しなければなりません。（**PCB 特別措置法施行規則第 10 条第 2 項、第 21 条**）

5 譲渡し及び譲受けの制限

PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法施行規則で定める場合を除き譲渡し、又は譲り受けしてはならないこととされています。（**PCB 特別措置法第 17 条**）

譲渡し及び譲受けをしようとする者は、あらかじめ PCB 特別措置法施行規則で定める場合に該当することについて、最寄りの地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室の

承認を受ける必要があります。譲り受けた者は譲り受けた日から30日以内にその旨の届出書を同環境室へ提出しなければなりません。(PCB特別措置法施行規則第26条第2)

6 PCB廃棄物の紛失時等の措置等について

- (1) PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物を紛失したときには、紛失の状況調査及び回収の措置を講じなければなりません。(条例第37条)
- (2) PCB廃棄物を保管している施設の破損、事故等によりPCB廃棄物が飛散、流出し生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況を最寄りの地域防災総合事務所(または地域活性化局)環境室へ通報しなければなりません。(条例第38条)
- (3) 上記(1)、(2)に該当する場合は、PCB廃棄物の紛失又は事故の再発防止策を講じるとともに、最寄りの地域防災総合事務所(または地域活性化局)環境室へその旨の届出書を提出しなければなりません。(条例第39条)

7 PCB多量保管事業者のPCB廃棄物処理計画策定

本県ではPCB特別措置法に基づき、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しており、高圧トランス等^{※1}を20台以上保管又は使用している事業者^{※2}(PCB多量保管事業者)の役割として、PCB廃棄物の計画的な処分に関する事項を定めた計画の策定、報告を求めています。

なお、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」及び「PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定要領」については、ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/eeco/cycle/16425014522.htm>及び<https://www.pref.mie.lg.jp/eeco/cycle/16428014523.htm>)をご覧ください。

※1 「高圧トランス等」とは、高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器で、総重量が10キログラム以上であり、PCBを含むものをいう。ただし、柱上トランス及び低濃度PCB汚染物を除く。

※2 高圧トランス等を一事業所において20台以上保管又は使用している事業者をいう。

8 PCB使用製品に関する規制

PCB使用製品は、PCB廃棄物の処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。また、PCB使用製品のうち、変圧器・コンデンサ等は電気事業法で届出等の規制が課されており、安定器・汚染物等はPCB特別措置法で届出等の規制が課されていることから、PCB使用製品の所有者は、各法令に基づき適切に対応しなければなりません。

電気事業法に基づく規制等に関しては最寄りの産業保管監督部、PCB特別措置法に基づく規制等に関しては最寄りの地域防災総合事務所(または地域活性化局)環境室へお問い合わせください。

(参考) ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行)

- 1 「ダイオキシン類」の定義 (第2条)
「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 及びコプラナー-ポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) をいう。
- 2 耐容1日摂取量 (第6条)
耐容1日摂取量 (TDI: 人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量) は、体重1kg当たり4pg-TEQ。 ※TEQ: 毒性等量
- 3 環境基準 (第7条)
政府は、大気、水質及び土壌について、環境基準を定める。(環境庁告示)

大気: 年間平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質: 年間平均値 1pg-TEQ/リットル 以下
土壌: 1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標値: 250pg-TEQ/g)
水底の底質: 150 pg-TEQ/g 以下

- 4 排出ガス及び排出水に関する規制
 - ア 排出基準 (第8条)
 - i 政令で定める特定施設について、排出ガス、排出水に関する排出基準を環境省令で定める。
[大気関係: 排出基準の単位は、ng-TEQ/m³N]

特定施設		排出基準		備考
		新設	既設	
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1	既設: H12.1.15までに設置された施設(注)
	2t以上4t/h未満	1	5	
	2t/h未満	5	10	
製鋼用電気炉		0.5	5	
焼結炉(鉄鉄製造)		0.1	1	
亜鉛回収施設		1	10	
アルミニウム合金製造施設		1	5	

注: 平成9年12月2日以降に設置(工事着手)された廃棄物焼却炉(火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上)及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用される。

[水質関係: 排出基準の単位は、pg-TEQ/L]

特定施設	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・塩素又は塩素化合物による漂白施設(クラフトパルプ、サルファイトパルプ製造) ・アセチレン洗浄施設(アセチレン製造) ・廃ガス洗浄施設(硫酸カリウム製造、アルミナ繊維製造、担体付き触媒製造) ・二塩化エチレン洗浄施設(塩化ビニルモノマー製造) ・硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設(カプロラクタム製造) ・水洗施設、廃ガス洗浄施設(クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造) ・ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設(4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造) ・ろ過施設、廃ガス洗浄施設(2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造) ・ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設(ジオキサジンバイオレット製造) ・廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設(アルミニウム又はその合金製造) ・精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設(亜鉛の回収) ・ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設(担体付き触媒から金属回収) ・廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設(廃棄物焼却炉の排ガス処理施設)及び灰貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物分解施設 ・PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設 ・プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設(フロン回収) ・上記施設の下水を処理する下水道終末処理施設 ・上記施設設置事業場(下水道終末処理施設を除く)から排出される水の処理施設 	10

※ 廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/L。

ii 都道府県は、自然的社会的条件から判断して、iの排出基準では充分でないと認められる区域がある時は、条例でより厳しい排出基準（上乘せ基準）を定めることができる。

イ 大気総量削減計画及び総量規制基準（第10、11条）

知事は、特定施設集合地域で、アの排出基準では大気環境基準の確保が困難な地域として政令で定める地域（指定地域）について、総量削減計画を作成し、総量規制基準を定める。

ウ 特定施設の設置等の届出（第12～14、18、19条）

i 設置届（工事着手60日前までに提出）

ii 使用届（規制対象となった日から30日以内に提出）

iii 構造等の変更届（工事着手60日前までに提出）

iv 氏名等変更届、使用廃止届（変更又は廃止後30日以内に提出）

v 承継届（承継後30日以内に提出）

エ 改善命令等及び罰則（第15、16、22、44～49条）

知事は、施設設置者に対し、排出基準又は総量規制基準等に適合しないと認めるときは、設置者に対して施設の改善を命令すること等ができる。また、改善命令等に違反した者等については罰則規定がある。

5 廃棄物焼却炉に関する焼却灰及びばいじん等の処理（第24、25条）

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生を含む）を行う場合の処理基準を定める（環境省令）とともに、最終処分場における維持管理基準（環境省令）を定める。

ばいじん等の処理基準（濃度基準）：3 ng-TEQ/g 最終処分場の維持管理基準（排水基準）：10 pg-TEQ/L

6 汚染状況に関する常時監視及び調査測定と結果の公表（第26条、第27条）

ア 知事は、大気、水質及び土壌の汚染状況を常時監視する。

イ 知事は、大気、水質及び土壌の汚染状況について調査測定をする。

ウ 知事は、調査測定結果を公表する。

7 特定施設設置者による測定の義務（第28条）

ア 設置者は、毎年一回以上、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス（廃棄物焼却炉の場合は、併せて、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む）、水質基準適用事業場においては当該水質基準適用事業場から排出される排出水中のダイオキシン類の測定を行わなければならない。

イ 測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その測定の結果を公表する。

8 土壌に関する措置（第29～32条）

知事は、土壌の環境基準を満たさない地域で、汚染の除去等をする必要があるものについて、土壌汚染対策地域として指定することができる。また、対策地域を指定したときは、遅滞なくダイオキシン類土壌汚染対策計画を定めなければならない。

9 住民参加（第10、11、31条）

住民は、知事が総量削減地域指定の申出を内閣総理大臣に行うよう、知事に申出ることができる。また、総量削減計画、土壌汚染対策計画を定めるにあたり公聴会で意見を述べることができる。

(参考) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する 条例 抜粋

(平成 20 年 10 月 24 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行)

条 例	施 行 規 則
<p style="text-align: center;">第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p style="text-align: center;">第一節 事業者等の義務 (処分を委託する場合の確認等)</p> <p>第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。</p> <p>2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第八条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三 産業廃棄物の種類及び数量 四 産業廃棄物の保管の方法 五 保管場所の使用開始予定年月日 <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。 二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。 	<p style="text-align: center;">第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p style="text-align: center;">第一節 事業者の義務 (確認及び記録事項等)</p> <p>第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 自ら実地に調査し、及び確認すること。 二 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。 三 条例第九条第一項第二号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。 <p>2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 確認の年月日 二 確認の方法 三 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況 四 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無 五 委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況 <p>第四条 条例第七条第二項の規定による報告は、不適正な処分が行われていることを知った後、遅滞なく、措置内容等報告書（第一号様式）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第五条 条例第八条第一項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書（第二号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の付近の見取図 二 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図 三 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面 四 その他知事が必要と認める書類又は図面 <p style="text-align: center;">(保管場所に係る届出の適用除外)</p> <p>第六条 条例第八条第二項第一号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。</p>

<p>三 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。</p> <p>四 規則で定める一時的な保管をするとき。</p> <p>五 特別措置法第八条（特別措置法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。</p> <p>六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。</p> <p>七 法第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。</p> <p>八 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管するとき。</p> <p>3 第一項の規定による届出をした事業者は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（県内搬入に係る届出）</p> <p>第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者（以下これらを「県外排出事業者」という。）は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であって、その許可の有効期間（法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていない者に限る。）に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が千トン未満又は千立方メートル未満の場合</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号トに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するも</p>	<p>2 条例第八条第二項第四号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から三日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。</p> <p>（保管場所の変更等に係る届出）</p> <p>第七条 条例第八条第三項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書（第三号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>（県内搬入に係る届出）</p> <p>第八条 条例第九条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入届出書（第四号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第一項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地</p> <p>三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要</p> <p>五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物の性状を明らかにする書類</p> <p>二 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>三 産業廃棄物の発生工程の概要図</p> <p>四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p> <p>（指定特別管理産業廃棄物）</p> <p>第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、令第二条の四第六号から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。</p> <p>（指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出）</p> <p>第十条 条例第九条第二項本文の規定による届出は、県</p>
--	---

のに限る。) するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、この限りでない。

(県内搬入に係る変更の届出)

第十条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の二十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(勧告及び公表)

第十一条 知事は、第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該

外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書(第五号様式)により行うものとする。2 条例第九条第二項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 指定特別管理産業廃棄物を生じる工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地
- 三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 四 指定特別管理産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要
- 五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所
- 六 その他知事が必要と認める事項

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 二 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 三 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- 四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

(県内搬入の変更に係る届出)

第十一条 条例第十条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書(第六号様式)により行うものとする。

2 前項の県外産業廃棄物搬入変更届出書には、第八条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

第十二条 条例第十条第二項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書(第七号様式)により行うものとする。

2 前項の県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書には、第十条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 指定特別管理産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 知事は、県外排出事業者が第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

第十二条 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。

- 2 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出を行った県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。
- 5 知事は、第三項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、県外排出事業者が第三項の規定による報告を行わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等)

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第二条第三項第一号の解体工事（以下この条において単に「解体工事」という。）であって、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の元請業者（同法第二条第十項の元請業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

- 2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写し

(指定特別管理産業廃棄物に係る公表)

第十三条 条例第十二条第二項及び第五項の規定による公表は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開条例」という。）第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。

- 2 前項の公表は、当該届出等に関する事務を所掌する地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）において、一般の閲覧に供するものとする。

(説明及び報告の方法等)

第十四条 条例第十三条第一項の規定による説明は、対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの数量、処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法及び処理に要する費用の額を記載した書面を交付することにより行うものとし、同項の規定による保存は、当該説明の日から五年間行うものとする。

- 2 条例第十三条第二項の規定による報告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、同項の規定による保存は、当該報告の日から五年間行うものとする。
 - 一 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に

を保存しなければならない。

- 3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(勧告及び公表)

第十四条 知事は、対象解体工事の元請業者が前条第一項又は第二項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかったと認めるときは、当該元請業者に対し、同条第一項又は第二項の説明又は報告その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた対象解体工事の元請業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第二節 土地所有者等の義務

(所有地等の使用方法等の確認)

第十五条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、当該他の者（以下「借地人等」という。）にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第十六条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第十七条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措

係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下この号及び次号において「法」という。）第十二条の三第四項、同条第五項又は法第十二条の五第六項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日（産業廃棄物管理票を複数交付しているときは、最後に写しの送付を受けた日）から十五日以内に当該産業廃棄物管理票の写しを提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法

二 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る法第十二条の五第五項の規定により通知を受けた日から十五日以内に当該通知を提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法

三 対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了した日から十五日以内に当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の種類ごとの数量、処分場所、処分方法及び最終処分終了年月日を記載した書面を交付（対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合に限る。）することにより行う方法

置に協力しなければならない。

(土地所有者等への指導)

第十八条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る環境配慮等

(産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等)

第十九条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(合意形成手続)

第二十条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、この節の規定による手続（以下「合意形成手続」という。）を実施し、第二十八条第一項の規定による通知を受けておかななければならない。

- 一 法第十四条第一項又は法第十四条の四第一項の規定による許可（積替え又は保管を行う場合のものに限り、更新に係るものを除く。）の申請を行おうとする場合
 - 二 法第十四条第六項又は法第十四条の四第六項の規定による許可（更新に係るものを除く。）の申請を行おうとする場合
 - 三 法第十四条の二第一項又は法第十四条の五第一項の規定による許可（収集又は運搬に係るものにあつては、積替え又は保管を行う場合のものに限る。）の申請を行おうとする場合
 - 四 法第十四条の二第三項又は法第十四の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出に係る変更を行おうとする場合
 - 五 法第十五条第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合
 - 六 法第十五条の二の六第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合
 - 七 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出に係る軽微な変更を行おうとする場合
- 2 事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受けた日から二年を経過した場合において前項各号の申請又は変更を行っていないときは、当該通知に係る合意形成手続は実施されていないものとみなし、当該通知は、その効力を失う。

(事業計画書の提出)

第二十一条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(事業計画書の提出方法等)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（第八号様式）により行うものとする。

- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施

<p>二 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の種類</p> <p>五 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>六 産業廃棄物の処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</p> <p>七 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画</p> <p>八 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画</p> <p>九 事業計画書の内容（以下「事業計画」という。）を関係住民等に周知するための説明会（以下単に「説明会」という。）の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法</p> <p>十 その他規則で定める事項</p> <p>2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（次項において「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならない。</p> <p>3 知事は、事業計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）の写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。</p>	<p>設の配置図</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（産業廃棄物の最終処分場（以下この項において単に「最終処分場」という。）にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書</p> <p>三 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類</p> <p>四 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあっては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類</p> <p>五 事業計画地の付近の見取図</p> <p>六 排水の経路図</p> <p>七 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面の写し</p> <p>八 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面</p> <p>九 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第二十一条第一項第七号の産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物の処理施設の位置</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の処理方式</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の構造及び設備</p> <p>四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p> <p>五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</p> <p>六 悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置</p> <p>七 その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項</p> <p>4 条例第二十一条第一項第八号の産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</p> <p>二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>三 その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項</p> <p>5 条例第二十一条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設を使用する日時</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況</p> <p>四 事業計画者の連絡先</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p>
---	---

(事業計画書の公告及び縦覧)

第二十二條 事業計画者は、事業計画書の提出を行った後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第二十八條第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画者が縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表し、当該事業計画書の写しを第二十八條第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

(事業計画書の公告の方法等)

第十六條 條例第二十二條第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 インターネット上に開設したホームページへの掲載
- 二 関係地域内の公共の場所における掲示
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が適当と認める方法

2 條例第二十二條第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- 三 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間
- 四 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 五 関係住民等は、意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項
- 六 事業計画者は、関係住民等から意見書の提出があったときは、見解書を作成し、縦覧に供する旨
- 七 関係住民等は、事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、再意見書を提出することができる旨
- 八 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があったときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨
- 九 第六号及び前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項並びに再意見書の提出期限その他の再意見書の提出に必要な事項を公告する方法
- 十 その他知事が必要と認める事項

(事業計画書の縦覧に供する場所)

第十七條 條例第二十二條第一項の規定により事業計画書の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業計画者の事務所
- 二 関係市町の庁舎その他の関係市町の施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業計画者が利用できる適切な施設

2 事業計画者は、前項のいずれかの場所で縦覧に供するほか、事業計画書の写し及び事業計画の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(事業計画書の公表等)

第十八條 條例第二十二條第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- 一 インターネット上の県が開設するホームページへの掲載
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 條例第二十二條第二項の規定により事業計画書の写しを一般の閲覧に供する場所は、関係地域を管轄する地域防災総合事務所等とする。

3 條例第二十二條第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写しを閲覧しようとする者（以

<p>(説明会の開催等)</p> <p>第二十三条 事業計画者は、前条第一項の縦覧を開始した日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。</p> <p>(事業計画書についての意見書の提出)</p> <p>第二十四条 関係住民等は、第二十二条第一項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会(複数あるときは、その最後のもの)を開催した日の翌日から起算して三十日を経過す</p>	<p>下「閲覧者」という。)は、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に、閲覧することができる。</p> <p>4 閲覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 事業計画書の写しを指定された場所で閲覧し、当該場所から持ち出さないこと。</p> <p>二 事業計画書の写しを汚損し、棄損し、又は紛失しないこと。</p> <p>5 知事は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(説明会の開催の方法等)</p> <p>第十九条 条例第二十三条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれる場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p>2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、第十六条第二項第五号から第九号までに掲げる事項を説明するものとする。</p> <p>(説明会実施概要に記載する事項等)</p> <p>第二十条 条例第二十三条第二項の規定による説明会の実施状況の概要は、次に掲げる事項を記載するとともに、説明会で配布した書類及び図面を添付し作成するものとする。</p> <p>一 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類</p> <p>三 説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数</p> <p>四 説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨</p> <p>2 条例第二十三条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに掲げる事項</p> <p>二 説明会の実施状況の概要を縦覧する場所及び時間</p> <p>三 第十六条第二項第五号から第九号までに掲げる事項</p> <p>3 第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十三条第二項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十三条第二項の規定により説明会の実施状況の概要」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「説明会の実施状況の概要」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見書に記載する事項等)</p> <p>第二十一条 条例第二十四条の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の</p>
--	--

る日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。

(見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出)

第二十五条 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があったときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。

(合意形成手続終了の報告)

第二十六条 事業計画者は、第二十一条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面（以下「合意形成手続終了報告書」という。）を規則で定めるところにより知事に提出することができる。

2 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該合意形成手続終了報告書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

氏名及び主たる事務所の所在地）並びに条例第二条第二項第九号イからハまでの別

二 意見書に係る事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類

三 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(見解書の公告する事項)

第二十二条 条例第二十五条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

三 見解書の縦覧の場所及び時間

四 関係住民等は再意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の再意見書の提出に必要な事項

五 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があったときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨

六 前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項を公告する方法

七 その他知事が必要と認める事項

2 第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十五条第一項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十五条第一項の規定により見解書」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、条例第二十五条第二項の規定による再意見書の提出について準用する。この場合において、前条第一項中「意見書」とあるのは「再意見書」と、「事業計画書」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。

(合意形成手続終了の報告方法)

第二十三条 条例第二十六条第一項の規定による合意形成手続終了報告書の提出は、合意形成手続終了報告書（第九号様式）により行うものとする。

2 前項の合意形成手続終了報告書には、次に掲げる書面又は図面を添付しなければならない。

一 条例第二十三条第二項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し

二 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し（再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し）

三 条例第二十九条第三項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書

四 その他知事が必要と認める書類

3 第十八条の規定は、条例第二十六条第二項の規定による公表及び閲覧について準用する。この場合におい

<p>(関係行政機関の長への照会等)</p> <p>第二十七条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、当該合意形成手続終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長（以下この条及び次条において「関係行政機関の長」という。）に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 事業計画者は、前項の規定による通知があったときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>4 知事は、事業計画者から前項の規定による報告があったときは、速やかに、関係行政機関の長に当該報告の内容と関係法令等との適合性について確認するものとする。</p> <p>(手続終了等の通知)</p> <p>第二十八条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったとき（前条第二項の規定による通知をしたときは、同条第四項の規定による確認をしたとき）は、事業計画書及び合意形成手続終了報告書その他の書面にに基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。</p> <p>一 第二十一条から前条までに規定する手続に関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとき。</p> <p>二 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。</p> <p>2 知事は、前項第一号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するとともに、第二十一条から前条までに規定する手続のうち再度実施する必要があると認められる手続の実施を求めるものとする。</p> <p>3 知事は、第一項第二号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 知事は、前三項の規定による通知を行おうとするときは、必要に応じて生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p>	<p>て、第十八条第二項中「条例第二十二条第二項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六条第二項の規定により合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第三項中「条例第二十二条第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六条第二項の規定により一般の閲覧に供された合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第四項第一号及び第二号中「事業計画書の写し」とあるのは「合意形成手続終了報告書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係行政機関の長との協議又は調整の結果の報告の方法)</p> <p>第二十四条 条例第二十七条第三項の規定による報告は、協議調整済報告書（第十号様式）により行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二十五条 第十八条第一項の規定は、条例第二十八条第一項の規定による公表について準用する。</p>
---	--

(事業計画書の変更の届出等)

第二十九条 事業計画者は、その事業計画の全部又は一部を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から前条までの規定は、前項本文の変更について準用する。この場合において、「事業計画書」とあるのは、「変更事業計画書」と読み替えるものとする。
- 3 第一項ただし書の軽微な変更をした事業計画者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、関係住民等にその内容の周知を図るものとする。
- 4 知事は、前項の規定による軽微な変更の届出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

(事業計画書の廃止の届出等)

第三十条 事業計画者は、事業計画の全てを廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

- 2 事業計画者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。ただし、当該事業計画者が第二十二条第一項の規定による公告を開始する日までに、前項の規定による届出を行ったときは、この限りでない。

(許可の取扱い)

第三十一条 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第七条第五項第四号トに該当するものと判断することができる。

- 2 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の六第二項の規定により準用する場合を含む。)に適合していないものと判断することができる。

(勧告及び公表)

第三十二条 知事は、事業計画者が正当な理由なくこの節に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業計画者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業計画書の変更の届出等)

第二十六条 条例第二十九条第一項本文の規定による変更事業計画書の提出は、変更事業計画書(第十一号様式)により、第十五条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 2 条例第二十九条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - 一 条例第二十一条第一項第一号に掲げる事項の変更
 - 二 第十五条第五項第三号又は第四号に掲げる事項の変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させることとならないと知事が認める変更
- 3 条例第二十九条第三項の規定による届出は、事業計画変更届出書(第十二号様式)により、前項各号に掲げる変更の内容を明らかにした書類を添付して行うものとする。

(事業計画書の廃止の届出等)

第二十七条 条例第三十条第一項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(第十三号様式)により行うものとする。

- 2 第十六条第一項の規定は、条例第三十条第二項本文の規定による公告について準用する。

(適用除外)

第二十八条 条例第三十四条第二項の規定による申請は、適用除外認定申請書(第十四号様式)により、第十五条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- 2 知事は、条例第三十四条第二項の規定による生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設として認定をしたときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、この節に規定する手続に関し、事業計画者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適用除外)

第三十四条 次に掲げる施設の設置等については、この節の規定は、適用しない。

- 一 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)第三条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
 - 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
 - 三 国、地方公共団体若しくは法第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であって公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。
- 3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第二十条から第二十八条までの規定は、適用しない。

第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (産業廃棄物の処理状況の報告等)

第三十五条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

- 一 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲
- 三 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名(法人にあつては、その名称)
- 四 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地
- 五 処理した産業廃棄物の種類及び数量
- 六 その他規則で定める事項

第三節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (産業廃棄物の処理状況の報告方法等)

第二十九条 条例第三十五条第一項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行うものとする。

- 一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄物収集又は運搬状況報告書(第十五号様式)
 - 二 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状況報告書(第十六号様式)
- 2 条例第三十五条第一項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況
 - イ 産業廃棄物の運搬先の処分業者の氏名(法人にあつてはその名称)及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
 - ロ 当該産業廃棄物に係る処分を行う場所の所在地
 - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
 - ニ その他知事が必要と認める事項
 - 二 産業廃棄物の処分の状況
 - イ 事業の用に供する産業廃棄物を処理する施設の状況
 - ロ 収集又は運搬を行った者の氏名(法人にあつてはその名称)及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号

<p>2 知事は、前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、産業廃棄物処理業者が第一項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。</p> <p>（行政処分等の公表）</p> <p>第三十六条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二第一項若しくは第二項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五第一項（法第十七条の二第三項及び法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 当該処分を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の処分（法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二第一項及び第二項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）並びに法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理</p> <p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等）</p> <p>第三十七条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。</p> <p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等）</p> <p>第三十八条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければならない。</p>	<p>ハ 当該産業廃棄物の処分の方法</p> <p>ニ その他知事が必要と認める事項</p> <p>（報告された処理状況の公表事項等）</p> <p>第三十条 条例第三十五条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 前項の公表は、報告者の事務所又は事業場の所在地を管轄する三重県環境生活部又は地域防災総合事務所等において、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>（行政処分等の公表）</p> <p>第三十一条 条例第三十六第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該処分に至った理由</p> <p>二 当該処分を受けた者が産業廃棄物処理業者である場合にあっては、その許可の内容</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理</p>
--	---

<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)</p> <p>第三十九条 保管事業者は、前二条の規定に該当するときは、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故時の応急の措置の状況</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のための必要な措置</p> <p>三 その他規則で定める事項</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p> <p>第三十二条 条例第三十九条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（第十七号様式）</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書（第十八号様式）</p> <p>2 条例第三十九条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場の名称及び所在地</p> <p>三 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類等</p> <p>四 紛失が判明した日又は事故が発生した日時</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p>
---	---

なお、詳細については、ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600005207.htm>をご覧ください。

(参考) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する 条例の規定 補足

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

(第13条第1項～第3項)

・解体工事を始める前に、発注者に対し、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について書面にて説明してください。

・解体工事を完了したとき（解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したとき）は、発注者に対し、産業廃棄物を適正に処理した旨を書面にて報告してください。

・また、これらの書面の写しを5年間保存しておかなければなりません。

《対象とする解体工事》

建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積 80m²以上、工作物の解体：請負金額 500万円以上）

※上記対象建設工事の規模未達の解体工事については努力義務となります。

《発注者への説明内容等》

工事開始前及び工事完了後、それぞれ次の書面を交付して次の期日までに説明を行ってください。

<工事開始前>

書面：当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの

①発生見込量、②予定処分先、③予定処分方法、④処理費用を記載した書面

期日：工事を開始する日まで

<工事完了後>

書面：適正に処理した旨を記載した書面を交付するとともに、以下のいずれかを提示。

①産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

②電子マニフェストの写し

※元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同様の内容が記載された書面を交付。

期日：産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。

※元請業者が自ら処分を行った場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

所有地等の適正な管理等

(第15条～第17条)

(1) 所有地等の使用方法等の確認 (第15条)

・県内の土地を所有、管理する方（土地所有者等）は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、あらかじめその土地の使用法を確認し、その使用の状況を確認するよう努めてください。

(2) 不適正な処理が行われた場合の措置 (第16条)

・土地所有者等は、所有地等で土地利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、土地利用者に対し、不適正な処理の中止を求め、速やかに県に通報してください。

(3) 生活環境保全上の支障の除去等への協力 (第17条)

・土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、処分者、排出事業者等又は県が講ずる措置に協力（注）してください。

（注：協力とは、例えば、測量、産業廃棄物の撤去、ボーリング調査その他の作業のための土地の利用に御協力いただくことです。）

(参考) 自動車リサイクル法の概要

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

1 目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

2 基本的な考え方

- ① 自動車リサイクルの機能不全要因等を払拭するため、主要因である3品目（シュレッダーダスト、カーエアコンのフロン類、エアバッグ類）について法律により対応
- ② 埋め立て処分量の極小化に対応するため、シュレッダーダストの引取り及びリサイクルを自動車メーカー等に義務付け
- ③ 不法投棄を防止するため、関係事業者への登録・許可制度の導入及び使用済自動車の引取り・引渡し義務化、自動車所有者に対するリサイクル料金の預託（前払い）制度の導入及び自動車重量税の還付制度の新設、電子マニフェスト（移動報告）制度の導入

3 法の概要

- ① 自動車架装物、二輪車などの一部を除き、ほとんどの自動車法が法の対象となる。
- ② 法の施行に伴い、使用済自動車、解体自動車（いわゆる廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグは金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物として扱われる。
- ③ 3品目のリサイクル等に必要な料金は、自動車所有者が負担する。〔新車購入時（ただし、既販車は最初の車検時まで）、また、車検を受けずに廃車する場合には廃車時〕〕
- ④ 引取業者（新車・中古車販売業者、整備業者、直接引き取りを行う解体業者等）、フロン類回収業者は、この法律に基づく県知事※の登録を受けることが、また、解体業者（使用済自動車からの部品取り等を行う業者）、破砕業者（廃車ガラのプレス等の破砕前処理、シュレッダーによる破砕処理を行う業者）は、この法律に基づく県知事※の許可を受けることが必要。
- ⑤ 使用済自動車等が各段階の事業者において確実に引渡し・引取りされたことを確認するため、情報管理システム〔原則として電子マニフェスト（パソコンを利用した報告制度）〕を導入し、事業者によって一定期間内に報告が行われなかった場合には、その旨関係行政機関に通知し、確認を求める措置がとられる。

※ 平成20年4月から、四日市市の区域については、四日市市長。

4 廃棄物処理法、フロン回収破壊法（現：フロン排出抑制法）との調整

- ① 使用済自動車の処理については、自動車リサイクル法に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法が適用される。
- ② 登録を受けた引取業者及びフロン類回収業者は、それぞれの業務に必要な行為（使用済自動車の収集・運搬）について、また、許可を受けた解体業者及び破砕業者は、それぞれの業務に必要な行為（使用済自動車等の収集・運搬、処分）について、さらに、認定を受けた製造業者等は、エアバッグ及びシュレッダーダストの収集・運搬、処分について、廃棄物処理法に基づく業の許可はそれぞれ不要となる。（ただし、処理基準、名義貸し禁止、改善命令の規定は適用される。）
- ③ 電子マニフェスト制度の導入に伴い、使用済自動車等については廃棄物処理法の産業廃棄物管理票についての規定は適用されない。
- ④ 自動車リサイクル法の規定に従って使用済自動車の引渡し、引取りが行われる場合については、廃棄物処理法の委託の基準は適用されない。
- ⑤ カーエアコンからのフロン類の回収については、フロン類回収破壊法の枠組みを基本的に引き継ぎつつ、自動車リサイクル法の中で一体的に扱われる。

(参考)

建設リサイクル法の概要

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」

1 目的

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

2 建築物等の分別解体・再資源化の義務

建築物や土木工作物の一定規模（※）以上の解体工事、新築工事等については、その建築物等に使用されているコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材を一定の基準に従って現場で分別することが義務付けられている。

（※）規模要件

建築物の解体：解体する建物の床面積が80㎡以上のもの

建築物の新築・増築：新築等をする建物の床面積が500㎡以上のもの

建築物の修繕・リフォーム等：請負代金が1億円以上の工事

その他の工作物に関する工事：請負代金の額が500万円以上の工事

また、分別解体をすることによって生じたコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材について、再資源化が義務付けられている。（ただし、木材については、地理的条件等により再資源化が困難な場合には縮減（適正な施設で焼却等）が可能。）

3 工事発注者や元請業者等の義務

発注者（自主施工者を含む）は、工事に着手する日の7日前までに分別解体等の計画等を県知事〔本県では、工事を行おうとする場所を管轄する各建設事務所（ただし、特定行政庁である桑名市、津市、四日市市、鈴鹿市、松阪市、伊賀市、名張市及び亀山市にあっては、同市）が窓口〕に届出なければならない。（伊賀市、名張市及び亀山市が届出窓口となる場合は、4号建築物（県の許可が必要なものを除く。）が対象の場合に限る。）

また、元請業者は発注者に対して分別解体等の計画の必要事項を書面で説明し、再資源化等が完了した際にはその旨を発注者に書面で報告すること、解体工事に要する費用を契約書に明記することなどの義務がある。

4 建築物等の解体工事の実施に必要な登録等

解体工事業を営もうとする者は、県知事〔本県では、主たる営業所の所在地を管轄する各建設事務所が窓口〕の登録を受けなければならない。（ただし、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者は登録不要。）

なお、詳細については、ホームページ<https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm>をご覧ください。か、県土整備部技術管理課（059-224-2918）までお問い合わせ下さい。

(参考) 産業廃棄物税条例の概要

項目	概要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者(県内・県外を問わず)
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：三重県知事の許可を受けた中間処理業者がその事業の用に供する施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、第8条)	1.最終処分場への搬入の場合： 当該産業廃棄物の重量 2.中間処理施設 " : 当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数(産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数)を乗じて得た重量 3.再生施設又は、エネルギーを回収する施設への搬入の場合 : 課税標準に含めない
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、 第12条)	申告納付(課税期間の翌日から直後の7月末まで)
8 使途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	総務大臣の同意を得た日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成14年4月1日施行)

なお、詳細については、ホームページ<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16386017905.htm>をご覧ください。
 いただくか、総務部税収確保課(059-224-2128)までお問い合わせ下さい。

産業廃棄物についてのご相談は、環境生活部環境共生局廃棄物対策課、または、最寄りの地域防災総合事務所環境室もしくは地域活性化局環境室へお問い合わせ下さい。

事務所名称	管轄	住所	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	TEL 0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	TEL 059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	TEL 059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL 059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	TEL 0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	TEL 0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	TEL 0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	TEL 0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	TEL 0597-89-6937
環境生活部環境共生局 廃棄物対策課	県外 法、条例の解釈等	〒514-8570 津市広明町13番地	TEL 059-224-2475 (廃棄物規制・審査班)
ホームページ 三重の環境URL https://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm			

※県外事業者の産業廃棄物収集運搬業許可申請に係るご相談は、専用ダイヤル（059-224-2875）をご利用ください。

※一般廃棄物に係るご相談は、最寄りの市町にお問い合わせください。

マニフェストは下記のところで販売しています。

一般社団法人三重県産業廃棄物協会	〒510-0074 四日市市鶉の森1丁目2番19号 (マルキビル5F) TEL 059-351-8488 FAX 059-353-7470
建設系廃棄物のマニフェストについては、一般社団法人三重県建設業協会でも販売しています。	〒514-0003 津市桜橋2丁目177の2 (三重県建設産業会館) TEL 059-224-4116